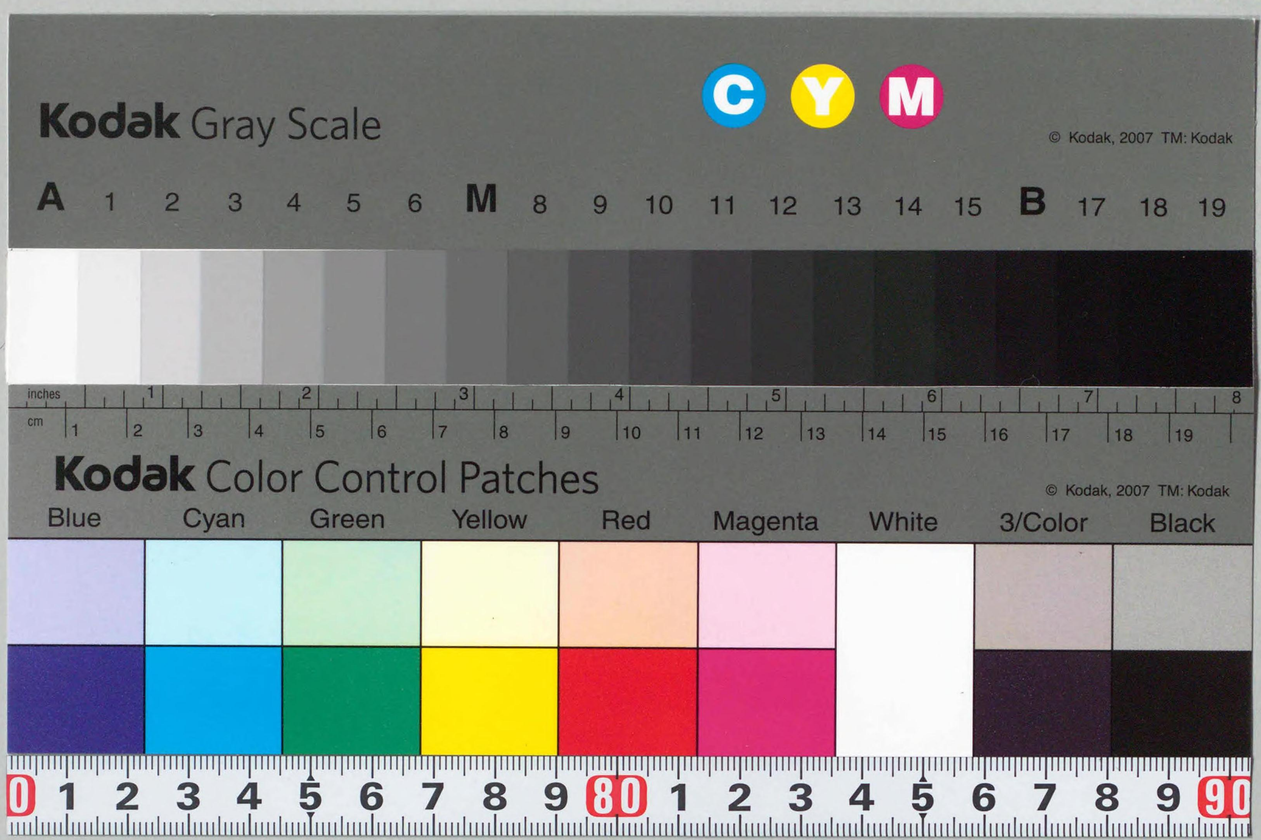

BZ-7-22
12010002080 75

チキナY-57

BZ
7
22

昭和四十二年八月
参外調第四八号

参議院外務委員会審議要録

第五十二回（臨時）国会閉会後
第五十三回（臨時）国会
第五十四回（通常）国会
第五十五回（特別）国会
第五十六回（臨時）国会

参議院外務委員会調査室

目　次

第五十二回（臨時）国会閉会後
一　国際情勢等に関する調査……46
二　委員派遣……27
第五十三回（臨時）国会
一　付託条件……7
二　請願……5
第五十四回（臨時）国会　（解散）
第五十五回（特別）国会
一　付託案件……4
二　国際情勢等に関する調査……1
三　請願……9

國會圖書館
60.3.20
圖書館藏書

第五十二回（臨時）国会閉会後

（自昭四一、七、三一
至昭四一、一二、二九）

第五十六回（臨時）国会
請願……48
外務委員名簿……47

備考　文中五・一六、5・213等は五月十六日外務委員会会議録第五号二一三ページ等を示す。

一　国際情勢等に関する調査

(一)　沖縄問題
(二)　ベトナム問題
(三)　中国代表権問題
(四)　椎名外相の東南アジア・欧州訪問

(一)　沖縄問題

○　（森総務長官に対し）教育に関する施政権返還問題と他の全面的な施政権返還との関連はどう考えるか（教育権の返還だけ求めて、他の分野の施政権返還は捨てるというのなら支持できないという沖縄教職員組合の態度もある）。対米交渉は下手もみ手だけでは不可（沖縄住民の強い要求、国内の強い願望が一丸となつてはじめて達成されると考えているか）。日本の沖縄に対する財政援助（百余億円は多くない。高等弁務官や駐日米大使との話合いは始まつたか。日本の援助を受けて琉球政府が行なう施策については日本側に通報があり日米はこれに助言するのか。米国のＵＳＣＡＲとの関係）。日米協議委員会の運用方法（日本側の立場をもつと強める考えがあるか）。沖縄における自衛隊のミサイル訓練問題。

（椎名外相に対し）教育権返還問題に対し外相は積極的態度をとるか。森構想に外務省は冷やかな態度と

問題解決には日米上層間の話合いが必要。
内閣全体の積極的姿勢が見当たらない。教育権返還問題と他の全面的な施政権返還との関連はどう考え

森構想の進め方。

みられているが）。

岡田委員（社）一一・一八、52国会閉会後1・1－4

（注）森総務長官（昭和四十一年七月佐藤内閣改造で新任）は教育権の分離返還を推進した。

(二) ベトナム問題

○（椎名外相に対し）日本はマニラ会議（ベトナム参戦国会議）にどういう展望をもつて参加しなかつたのか。日本はベトナム戦争に何らかの役割を果そうとしておるのか。椎名外相のマドリード談話（ベトナム戦争の侵略者はハノイであると語つたという報道）。マルコス・フイリピン大統領提唱の「ベトナムに関する全アジア会議」。アメリカの北爆の立場支持という政府の態度に変りないか（世界大多数の国、国連事務総長などが北爆停止を強く要求している今日でも）。日本がベトナム戦争に正しい役割を果そうとするなら、北爆停止を米国に言うべきだ。強い方の米国が、ともかく北爆を停止して事態をみるというのが当面の一方法ではないか。この点日本政府も真剣に考慮すべきである。政府は特別の方策を持合せていないわけか。

羽生委員（社）一一・一八、52国会閉会後1・5－7

○ ベトナムの平和収拾に賛成なら佐藤内閣の和平条件を提示されたい（北ベトナムの四条件というように）。

森　委員（社）　同　右

○ ベトナム平和へ寄与するという政府の方式を出すべきである。

曽禰委員（民社）　同　右

(三) 中国代表権問題

○ 第二十一回国連総会における中国代表権問題についてのカナダ案（二つの中国案）、イタリア案（特別委員会設置案）について日本はどう対処するつもりか。重要事項指定方式は本年が限界と考えないか。世界軍縮会議への中国参加問題（中国の国連加入を阻止していては実現困難である）。中国の加入阻止と違つた方向が国連で出たらその方向に従う方針か。

羽生委員（社）一一・一八、52国会閉会後1・9－10

○ 中共の核実験に対する評価。重要事項指定方式をやめ、中共を国連に入れ、核の実験、使用、製造を思い止まらせる方向にもつていくのが最高、最善の方法ではないか。

渋谷委員（公）一一・一八、52国会閉会後1・12－13

(四) 椎名外相の東南アジア・欧州訪問

（椎名外相は十月下旬から十一月上旬にかけて、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、英、仏、スペインを訪問した。－英、仏は定期協議）

○ 外相の東南アジア、欧州旅行の意図と成果は。

渋谷委員（公）一一・一八、52国会閉会後1・10－12

第五十三回（臨時）国会

（自昭四一・一一・三〇　至昭四一・一二・二〇）

二　委員派遣

北海道近海安全操業問題等を調査のため、第五十二回国会閉会後の八月七日―十四日の間、岡田委員（社）及び黒柳委員（公）が北海道に派遣された。

一　付　託　案　件

この国会では左の条約一件が外務委員会に付託され、承認された。

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この議定書は、千九百六十五年の議定書により千九百六十六年七月末まで一ケ年延長された千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間を、さらに一ケ年延長することを内容とするものである。

(注)1　千九百六十二年協定の骨子は、小麦について一定の価格帯（一ブッシェルあたり最高価格二・〇二五ドル、最低価格一・六二五ドル）を定め、締約輸出国に対しては小麦相場が高騰しても一定数量（締約輸入国の過去四年の年平均商業輸入実績）までは右の最高価格で締約輸入国に売渡す義務を課し、他方締約輸入国に対しては、その年間輸入総量中、一定割合（わが国の場合は八五パーセント）を価格帯内の価格で締約輸出国から輸入する義務を課し、このようにして締約国間の小麦の取引価格をなるべく価格帯内に安定させることである。

2　国際小麦協定は戦後一九四九年に小麦に関する商品協定として作成され、その後三年毎に修正更新されてきた（最近は一年間の延長が二度続いた）のであるが、本年五月ケネディ・ラウンド交渉の一環として新たに国際穀物協定が結ばれることとなり、国際小麦協定は消滅することになつた。

（提案理由説明）　一二・二〇、一・一

（質疑）　一二・二〇、一・一―2

（採決）　委員会一二・二〇（全会一致）
本会議一二・二〇（全会一致）

二　請　願

本会期中外務委員会に付託された請願は左の十件でうち六件が採択された。

㈠　採択されたもの

1　アジア・エレクトロニクス会議の恒久化等に関する請願
2　アジア・アフリカ及び中近東諸国の産業開発援助に関する請願五件

㈡　保留となつたもの

1　アメリカのベトナム侵略と佐藤内閣の加担即時中止に関する請願
2　アメリカのベトナム侵略戦争に対する日本政府の非協力要請に関する請願
3　日本政府のベトナム侵略戦争加担反対に関する請願
4　米原子力潜水艦及び米原子力艦隊の寄港拒否に関する請願

第五十四回（通常）国会

（昭四一、一二、二七）

（十二月二十七日召集されたが同日衆議院が解散された。）

第五十五回（特別）国会

（自昭四二、一二五
至昭四二、七、二一）

一　付託案件

法律案二件、条約十九件が付託され、いずれも可決または承認された。

(一)　法　律　案

1　在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

（要旨）

(1)　在バルバドス、在ガイアナ、在モルディヴ、在ボツワナ及び在レソトの各大使館を新設する。

(2)　在ホンデュラス及び在アイスランドの各公使館を大使館に昇格する。

(3)　在バンコツク、在カラチ、在ハバロフスク及び在パリの各総領事館を新設する。

(4)　在ウイニペツグ領事館を総領事館に昇格する。

(5)　在デユツセルドルフ総領事館分館を総領事館に昇格する。

(6)　在オークランド領事館を新設する。

(7)　在ナイジエリア連邦大使館の「ナイジエリア連邦」を「ナイジエリア」に、在コンゴー（レオポルドヴイル）大使館の「レオポルドヴイル」を「キンシヤサ」に改める。

次に、前記の新設及び昇格される在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定める。

(注)　右のほか、外務省設置法の一部改正法律案が今国会に提出され可決された（内閣委員会に付託）。

その要旨は次の通り。

①外務審議官一人を増置する。②大臣官房の所管事務として「海外における邦人の生命、身体及び財産の保護に関すること（他局の所管に属するものを除く）」を設け、かつ中南米・移住局の所管事務のうち「旅券の発給その他海外渡航に関し必要な措置をとること」及び「査証に関すること」を大臣官房に移す。③外務省職員の定員を改め、特別職四人、一般職四十八人、計五十二人を増員する。④大蔵省から二人及び警察庁から一人外務省へ出向する定員を減ずる等である。

（提案理由説明）五・三〇、7・1

（補足説明）五・三〇、7・1―2

（質疑）五・三〇、7・2―3

（採決）委員会五・三〇（全会一致）

本会議五・三一（多数）

2　旅券法の特例に関する法律案

（要旨）

この法律案は、昭和四十一年五月九日の第九回日米協議委員会において、沖縄に居住する日本国民に対し、日本政府南方連絡事務所において、日本旅券を発給することについて合意をみたことに基づき、その実施に必要な旅券法の特例を定めること及び沖縄から本邦へ渡航する者に対する身分証明書の発給について定めることを内容とするものである。従来沖縄住民は、一たん本邦に渡航して旅券の発給を受けるか、あるいは米国民政府発行の身分証明書により外国に渡航後わが国の在外公館で旅券の発給を受けるかのいずれかの方法によらなければならなかつたため種々の不便があつたが、本法施行によりこの

点が是正される。

（提案理由説明）七・一八、19・1―2

（補足説明）七・一八、19・2―3

（質疑）七・一八、19・4―6

（採決）委員会七・一八（全会一致）

本会議七・一九（全会一致）

日条約

○　第三次国際すず協定中の誤植訂正に関する件

四月二十五日外務委員会席上田中外務政務次官から左の趣旨の発言があつた。

「第五十一国会で承認を得た第三次国際すず協定のテキストは、同協定の寄託国である英国政府が送付してきた認証謄本によつて作成したものだが、その後、その認証謄本の第九条6項で引用している「第十四条4項」という語は「第十四条9項」の誤植であることが判明したため、協定に署名した諸国の了承のもとに、そのように訂正する旨英国政府の通報があつた。この協定は本年三月二十一日に所定の発効条件をみたして発効することになつたので至急公布の必要があり、この際、さきに提出した協定のテキストを認証謄本の正誤に従つて訂正することについて了承を得たい。」

右に対し森委員、羽生委員、木内委員より誤植発見の経緯、この種問題の取扱等について質疑があつたのち了承した（次で議院運営委員会も、これを了承した）。―四・二五、3・1―2参照

1　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この条約は、わが国とブラジルとの間において、相手国内にある支店等の恒久的施設を通じて事業を行なう場合の利得に対する相手国の課税の原則、船舶及び航空機の運用利得に対する相手国の課税免除、投資所得に対する課税軽減、政府職員、短期滞在者、教授、学生等の報酬、手当に対する課税免除等を定めるとともに所得に対する二重課税を回避するため、それぞれの国内税法に基づき、相手国で納付された税額を控除することを定めたものである。

（提案理由説明）四・二五、三・三

（補足説明）四・二五、三・四

（質疑）なし

（採決）委員会五・一六（全会一致）

本会議五・一七（多数）

2　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この議定書は、現行条約において、航空機の運用利得に対しては相手国において免税とし、船舶については運用利得に対する租税を五十パーセント軽減することを規定しているのを改め、航空機のみならず船舶についてもその運用利得に対して相手国において免税とすることを定めたものである。

（注）現行条約は昭和三十八年に締結されている。

（提案理由説明）四・二五、三・三

（補足説明）四・二五、三・四

（質疑）なし

（採決）委員会五・一六（全会一致）

本会議五・一七（多数）

3　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウエー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この条約は、わが国とノールウエーとの間の現行の二重課税防止条約の規定の全般にわたつて改正を加えたものであり、特に、相手国に支店等恒久的施設を有する法人の利得に対する相手国の課税の制限、公海における漁獲活動により取得する所得に対する相手国の課税免除、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の制限税率の引き下げ等の措置がとられている。

（提案理由説明）六・六、八・一一二

（補足説明）六・六、八・二

（質疑）六・八、九・六

（採決）委員会六・一三（全会一致）

4　日本国とアルゼンテイン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この条約は、わが国とアルゼンテインとの間の現行の修好通商航海条約に代るもので、待遇保障の拡充を目的として、滞在、居住、身体の保護、財産の公用収用、裁判権及び課税の各事項については内国民待遇及び最恵国待遇を規定し、また入国、事業活動及び自由職業の遂行、関税、為替管理については最恵国待遇を、さらに海運については最恵国待遇及び一部事項に関する内国民待遇を規定している。このように本条約は現行条約に比し内国民待遇を広範囲に拡大したほか、ＩＭＦ及びガットとの関係を明記し、さらに商事仲裁、技術交流等についても規定している。

(注)　わが国とアルゼンテインとの間には、明治三十一年署名された「修好通商航海条約」が戦後復活して効力を存続していたのであるが、同条約は時代に即応しない部分も生じているため昭和三十六年アルゼンテイン側の申入れに基づき新条約が作成された。この新条約は昭和三十七年二月に第四十回国会に提出されたのであるが、同年三月アルゼンテインにクーデターが発生し、大統領の失脚、議会解散等の事態が起り、先方の批准の見通しが立たなくなつたため、わが方の国会審議は中止され衆議院段階で継続審査、第四十一回国会で審議未了となつたものである。

（提案理由説明）五・二三、６・１

（補足説明）五・二三、６・２

（質疑）五・三〇、７・３１４

（採決）委員会五・三〇（全会一致）

本会議五・三一（全会一致）

5　日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この協定は経済協力開発機構条約に基づき、日本国政府と経済協力開発機構との間で署名されたもので、その内容は機構、機構の職員及び機構における加盟国の代表者が、わが国において旧欧州経済協力機構条約に附属する第一補足議定書第一条から第十九条までに規定する法律上の能力、特権及び免除を享有することを定めているものである。

（提案理由説明）四・二五、３・３

（補足説明）四・二五、３・４

（質疑）五・三〇、７・４１５

（採決）委員会五・三〇（全会一致）

本会議五・三一（多数）

6　アジア生産性機構の特権及び免除に関する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この協定は、一九六一年に締結されたアジア生産性機構規約に基づき、また同規約によって設立された機構の本部がわが国に置かれていることにかんがみ、署名されるに至ったもので、その内容は、わが国がその領域内においてアジア生産性機構に法人格を認め、同機構、その職員及び専門家並に加盟国代表に対して特権、免除を与えるものであり、その特権、免除の内容は、若干の点を除き、国連又は専門機関の特権免除条約に規定されたものと同様である。

（提案理由説明）五・二三、6・1
（補足説明）五・二三、6・2―3
（質疑）六・八、9・6
（採決）委員会六・一三（全会一致）
本会議六・一四（多数）

7 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この条約は、すでに発効している日米間及び日英間の領事条約とほぼ同様のものであり、その内容は領事館の設置及び特権免除、領事官の任命手続及び特権免除並に領事の職務等について規定するものである。また条約に附属する交換公文は、日ソ両国間の特殊な問題として、北太平洋において領海侵犯を理由としてソ連当局により逮捕拘禁される日本国民の保護に関する領事の職務、権能を定めるものである。

（提案理由説明）六・六、8・1

（補足説明）六・六、8・2
（質疑）六・八、9・2―6
六・一三、10・4―7
（採決）委員会六・一三（全会一致）
本会議六・一四（全会一致）

8 航空業務に関する日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

（要旨）

わが国航空業務のシンガポールへの運航は、日本・マレイシア航空協定に基づいて行なわれてきたが、シンガポールがマレイシアより分離独立したために、シンガポールとの間に新たな航空協定を締結する必要を生じた。この協定は、わが国とシンガポールとの間の定期航空業務について取り決めることを目的とし、業務の開始及び運営についての手続と条件を規定するとともに、両国の航空企業の運営路線を定めたものである。

（提案理由説明）六・八、9・1
（補足説明）六・八、9・1
（質疑）六・一五、11・2―5
（採決）委員会六・二〇（全会一致）
本会議六・二一（多数）

9　航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

（要旨）

わが国と大韓民国との間の民間航空運送は、昭和三十九年以来日本航空と大韓航空との間の商務契約による共同運航の形で行われてきたが、国交正常化後、日韓間の貨客の交流が急増しているので、航空協定を締結する必要を生じた。この協定は、両国間の定期航空業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続、条件を規定するとともに両国の航空企業の運営路線を定めたものである。

（提案理由説明）七・一八、19・2

（補足説明）七・一八、19・3―4

（質疑）七・一九、20・1―5、7―10

（討論）社会党岡田委員（反対）七・二一、22・1（注）

（採決）委員会七・二一（多数）

本会議七・二一（多数）

（注）岡田委員の反対討論要旨＝①当然通商条約によつて定むべきものを合意議事録において定めている等条約形式が適当でない。②韓国側に与えた以遠権（東京―シアトル間等）は実現可能な線であるが日本側が得た以遠権（ソウル以遠）は近い将来実現性のない架空のもので、こうした協定の作り方は納得できない。どうも韓国には譲り過ぎる。

10　国際電気通信条約及び関係議定書の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この条約は、昭和三十四年の国際電気通信連合の基本文書で、同連合の組織、国際電気通信業務の運用等の規定を実情に即応するよう改定したものである。また関係議定書（紛争の義務的解決に関する選択追加議定書）は、連合員間の紛争を義務的仲裁に付することができるようにしたものである。

（注）国際電気通信条約は、一八六五年のパリ万国電気通信条約に代る国際電気通信連合の基本文書で、同連合の組織、国際電気通信業務の運用等の規定を実情に即応するよう改定したものである。また関係議定書（紛争の義務的解決に関する選択追加議定書）は、連合員間の紛争を義務的仲裁に付することができるようにしたものである。

（提案理由説明）四・二五、3・2―3

（補足説明）四・二五、3・3―4

（質疑）五・一一、4・1―4

（採決）委員会五・一六（全会一致）

本会議五・一七（全会一致）

11　千九百二十八年十一月二十二日パリで署名された国際博覧会に関する条約第四条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この議定書は、近年国際博覧会の開催が増加の傾向にあり、参加国の負担が過重となるおそれがあるので、国際博覧会の開催回数の規制を一層強化するため国際博覧会条約第四条を改正しようとする

ものである。

（提案理由説明）六・八、9・1

（補足説明）六・八、9・1

（質疑）六・二〇、12・1－3

（採決）委員会六・二〇（全会一致）

本会議六・二一（全会一致）

（注）この改正により国際博覧会の開催度数の規制は次表の通りとなる。

二つの博覧会の間隔				
同一国において				
異なる国において				
一般博	第一種		一五年	六年
	第二種	同一種類	一〇年	四年
		異なる種類	一〇年	二年
	第一種と第二種		一〇年	二年
特別博	同一種類		五年	締約国において同一時期に開催できない
	異なる種類		三年	制限なし
				（例外的場合は三年）

12 国際法定計量機関を設立する条約の改正の受諾について承認を求めるの件

（要旨）

国際法定計量機関を設立する条約は、計量に関する諸問題、特に計量器類の使用に伴つて生ずる技術上、行政上の諸問題を国際間で統一的に解決することを目的とする国際法定計量機関の設立、機構、任務等について定めたものであるが、この改正は、この機関の執行機関である国際法定計量委員会が二十人以内の委員で構成されることになつているのを、全加盟国の代表者で構成するように改めるものである。

（提案理由説明）六・一五、11・1

（補足説明）六・一五、11・1－2

（質疑）六・二二、13・3－4

（採決）委員会六・二七（全会一致）

本会議六・二八（全会一致）

13 千九百二十九年十月十二日ワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この議定書は、一九二九年にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約について、国際航空旅客運送における運送人の責任限度額を引上げる（従来の約三百万円から約六百万円に引上げられる）ほか、運送証券に関する規定を整備する等の改正を行つたものである。

（提案理由説明）六・一五、11・1
（補足説明）六・一五、11・2
（質疑）六・二二、13・1
（採決）委員会六・二七（全会一致）
本会議六・二八（全会一致）

14 千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件
（要旨）
この条約は一九五四年五月十二日に油による海水の汚濁に関する国際会議において作成され、一九六二年にその一部が改正されたものであつて、船舶の油による海水の汚濁を防止するため、船舶からの油の排出の規制、港湾の廃油処理施設の整備等の措置を執るべきことを規定している。
（提案理由説明）六・二七、14・4―5
（補足説明）六・二七、14・5
（質疑）七・四、16・5―8
（採決）委員会七・四（全会一致）
本会議七・五（全会一致）

15 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約について承認を求めるの件
（要旨）

この条約は、大西洋のまぐろ類の資源を最大の持続的漁獲が可能な水準に維持することを目的とし、このため、全締約国の代表からなる「大西洋まぐろ類保存国際委員会」を設置すること、同委員会は調査、研究を任務とし、また勧告を行ないうること、締約国は条約実施に必要な措置をとること等を規定したものである。
（提案理由説明）六・二七、14・4―5
（補足説明）六・二七、14・5
（質疑）七・四、16・1―5
（採決）委員会七・四（全会一致）
本会議七・五（全会一致）

16 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第百号）の締結について承認を求めるの件
（要旨）
この条約は、一九五一年六月二十九日に国際労働機関の総会で採択されたものであつて、その内容は、男女労働者に対して性別による差別なしに報酬を定めるという原則に関して規定したものである。
（なお、その趣旨とするところはわが国内法ですでに規定されているところである。）
（提案理由説明）七・一一、17・1

（補足説明）七・一一、17・1―2
（質疑）七・一一、17・2―9
（採決）委員会七・一三（全会一致）
本会議七・一四（全会一致）

17　関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書の締結について承認を求めるの件
（要旨）
わが国の国定税率を定める関税定率法の別表は、ブラッセル関税品目分類表に基づき、昭和四十一年四月一日に全面的に改正されたが、本件確認書は、この改正前に関税及び貿易に関する一般協定の締約国との間に締結した文書に収録されているわが国の関税譲許表を、新しい品目分類表にあわせるため訂正することを内容とするものである。
（提案理由説明）七・一一、17・1
（補足説明）七・一一、17・2
（質疑）七・一三、18・2
（採決）委員会七・一三（全会一致）
本会議七・一四（多数）

18　月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めるの件
（要旨）
この条約は、昭和四十一年十二月十九日に国際連合第二十一回総会が満場一致の決議をもつて推奨したものであつて、宇宙空間への大量破壊兵器の打上げ禁止、天体の平和利用、宇宙空間及び月その他の天体に対する国家主権の主張の禁止等に関する基本原則を定めたものである。
（提案理由説明）七・一八、19・2
（補足説明）七・一八、19・3
（質疑）七・一八、19・13―16
（採決）委員会七・一八（全会一致）
本会議七・一九（多数）

19　国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約の締結について承認を求めるの件
（要旨）
この条約は、国際的な民間投資に関連して国家と他の国家の国民との間に生ずる紛争を調停または仲裁により解決するための国際センターを創設するものである。
（提案理由説明）七・一八、19・2

（補足説明）七・一八、19・3
（質疑）七・二〇、21・119
（採決）委員会七・二〇（全会一致）
本会議七・二一（多数）

二　国際情勢等に関する調査

（一）ベトナム問題
（二）中東戦争
（三）総理の韓国、南ベトナム訪問。外相のアジア・太平洋閣僚会議出席問題。アジア・太平洋地域構想（三木構想）。
（四）沖縄・小笠原問題
（五）核拡散防止条約・中国の核実験
（六）安保条約
（七）日ソ外交
（八）外交一般
（九）経済・漁業
（十）その他

（一）ベトナム問題

○　ウ・タント事務総表の最近の「ベトナム認識（米中の衝突、第三次世界大戦への様相をおびる云々）を、日本政府はどうみるか。世界の平和、戦争防止のため日本も立上るべきときがあると思うが、その決意は。米国が北ベトナムに派兵すれば反対するか。米軍は中国国境を脅威するのを慎むべきである。北爆停止を米国に言うべきである（米の誤りを指摘して言うのが真に友好の道）。

森　委員（社）五・一六、5・2－3

○　ウ・タント事務総長来日（日本政府の招請で来日が予定されていた）の際の日本政府の協議態度は。
米国は北爆停止を試みるべきで、日本はそれを米側に強く言つてもらいたい。
羽生委員（社）五・一六、5・4

○　ベトナム戦争解決方向への一方法として出されたカナダ提案をどうみるか（四月十一日、カナダ外相はジュネーブ条約による軍事境界線の南北若干キロの線まで双方軍隊の引揚げを提案した）。
杉原委員（自）五・一六、5・8－9

○　LST乗組員の負傷事件
岡田委員（社）五・一六、5・9

○　ベトナム戦争に関連して日本は安保条約上いかなる義務があるか。
岡田委員（社）、羽生委員（社）六・六、8・8

○　ベトナムで核を使用せぬよう米国に言つてほしい。
渋谷委員（公）六・二二、13・8

○　佐々木社会党委員長の北ベトナム訪問をどうみるか。佐藤首相は南ベトナム訪問の予定につき両党首の事前話合をすることはどうか。両者でなんらか一致点を見出してから行くのが望ましい。
黒柳委員（公）六・二七、14・4

○　ベトナム休戦実現の際、休戦監視団が設立されるとしたら、日本は参加するか。
羽生委員（社）六・二九、15・2

○　北ベトナムに招聘されたら外相はハノイに行くか。首相の東南アジア諸国訪問についての心構え等。
羽生委員（社）六・二九、15・2－4

○　今秋ジュネーブでベトナム解決の動きがあろうとの青木大使の談話について。首相は韓国、台湾、南ベトナムを訪問、一方外相は中国との平和共存を主張していること（アスバツク会議での外相演説）は二元外交の印象を与える。
岡田委員（社）七・一一、17・10－11

○　外相は訪ソの際ベトナム解決案としてジュネーブ協定に基づく会議開催を提案するか。
羽生委員（社）七・一九、20・6

○　外相は訪ソの際ベトナム問題についてどういう観点から対ソ申し入れをするのか。

岡田委員（社）七・一九、20・7

(二) 中東戦争

アラブ連合による国連緊急軍の撤退要求（五月一八日）、イスラエル船に対するアカバ湾封鎖宣言（五月二十二日）、イスラエル、アラブ連合間の戦斗（六月五日から四日間）により中東問題はクローズアップされた。

○ 中東危機に対する外相の所見。国連大使を通じて日本政府の意思表示をする気持はないか。日本も決議案を出すぐらいの態度を示すべきである。政府の国連対策を国会に報告するようにせよ。

黒柳委員（公）五・三〇、7・11－12

○ 中東情勢に対する政府の見通し。日本は厳正中立を堅持すべきである。米英提案のアカバ湾自由航行宣言案について相談を受けたか。紛争地域にある日本船舶の保護、在留邦人の引揚問題。日本の石油問題に対する影響。紛争国への武器給供中止の問題。日本は国連安保理の段階で米ソに対し具体的提案をするつもりはないか。中東戦争とベトナム戦争の関連性。

岡田委員（社）六・六、8・3－6

○ 将来ともこの紛争に厳正中立を保つ態度を堅持し得るか。

羽生委員（社）六・六、8・6

○ 国連軍のガザ地区撤退は法規上事務総長の独断指示で行い得るか。外相のいうアラブ、イスラエルそれぞれに関係深い国とはどこか。チラン海峡の通航問題。清水組邦人の保護問題（スエズ運河の浚渫工事に従事中）。わが政府の中東戦争に対する中立態度とベトナムに対する態度について。

大和委員（社）六・六、8・7－8

○ アラブ七カ国駐日大使と三木外相の会見内容。国連安保理の即時停戦決議に対するアラブ諸国とイスラエルの反応。国連監視団に日本の参加を求められた場合の日本の態度は。中東地域在留邦人の動静、引揚措置。わが国の石油政策。スエズ運河閉鎖に伴うわが国海運、貿易に対する影響。

佐多委員（社）六・八、9・7－9

○ イスラエルの国境変更（ガザ地区、アカバ湾付近等の領土要求）に対する政府の所見。スエズ運河閉鎖について国際的措置を考えているか。国際監視団への日本の参加問題。アカバ湾の航行問題。

岡田委員（社）六・八、9・9－10

○ 中東戦争に対する対処方針（厳正中立だけか。具体的に動く考えはないか）。米国の対アラブ断交、ソの対イスラエル断交説が伝えられるが断交がもたらす影響は。

渋谷委員（公）六・八、9・10－12

○ 力による領土の現状変更は不可という原則は貫くべきである。

森　委員（社）六・一三、10・7―8

○　日本の石油を如何に確保するか。

岡田委員（社）六・一三、10・8―9

大和委員（社）六・一三、10・9

○　スエズ運河の再開問題につきアラブ連合との接触の有無。

大和委員（社）六・一三、10・9

○　ソ連要求の国連緊急総会の招集に日本は賛成か。日本の方針は。国連の場での解決を主張されたい（イスラエルの主張はアラブとの直接交渉だが）。

岡田委員（社）六・一五、11・10

○　イスラエルは占領地区から撤兵すべしとの決議（安保理におけるソ連案）に日本が棄権した理由は何か。

羽生委員（社）六・一五、11・10―111

森　委員（社）六・一五、111・10―111

○　ガザ地区から国連軍を撤退させたウ。タント総長の措置は誤りか軽卒ではないか（総長の措置は憲章、

規約による権限内の行為と考えるのか）。国連軍駐留の経緯等。

大和委員（社）六・二〇、12・7―10

木内委員（自）六・二〇、12・9

○　今日行われる国連総会における日本代表の発言内容は。

佐多委員（社）六・二九、15・6―7

(三)　総理の韓国、南ベトナム訪問。外相のアジア・太平洋閣僚会議出席問題。アジア・太平洋地域構想（三木構想）

○　総理が朴韓国大統領の就任式に出席することは正式決定か。韓国訪問は国民に疑惑を与えるし韓国の政情からみても不適当だから慎重に考慮されたい。

岡田委員（社）六・一五、11・9―10

○　総理訪韓の際、韓国側から援助要請があつた場合の対応方針は。

羽生委員（社）六・二九、15・11―2

○　総理訪韓の際、ハンフリー米副大統領と会談するというが、その内容は。

佐多委員（社）六・二九、15・6

（注）　佐藤総理大臣は六月三十日ソウルを訪問、七月一日行われた朴大統領就任式に出席した。

○　現下のベトナム情勢下では訪問先の選択が必要。南ベトナムを訪問することは適当でない。訪問する場合の日本の基本的態度も問題である（従来通り米国の北爆に理解を示すような姿勢では意味がない）。ベトナム戦後の経済建設に今から足がかりをつくっておく必要があるという一部の報道があるのはさもしい。いまは戦争を片づけるべきときである。

羽生委員（社）六・二〇、12・4－5

○　総理の南ベトナム訪問は、いまの国際的背景からみて単なる親善や和平探究のためとは考えられぬ。結局南ベトナムの軍事的政治的強化に資することになるだろう。この訪問の、わが国民とアジア諸国に与える印象を考えると反対せざるを得ぬ。決定までの経緯と背景を説明されたい。

岡田委員（社）六・二〇、12・6－7

○　アジア・太平洋閣僚会議（アスパック）にのぞむ外相の態度如何（前回のソウル会議に当り椎名前外相は反共政治会議にならぬよう努力すると言い、ある程度その目的を達したと認める。政治的、反共的会議にすべきではない。第一回会議の線がくずれることがないように希望する。ASPACと東南アジア開発閣僚会議との関係。三木外相提唱のアジア・太平洋地域の構想の目的（精神的なものだけか。組織、機関の結成も考えているのか）。

羽生委員（社）五・三〇、7・9－10
六・一五、11・7
六・二九、15・2

○　アスパック会議における三木外相の演説（中共との平和共存の線を出した）に対する出席国、特にベトナム参戦国の反影は。

岡田委員（社）七・一一、17・9

（注）　第二回アジア・太平洋閣僚会議は七月五日－七日バンコックで開催された。参加国は日本、韓国、国府、タイ、フイリピン、マレイシア、南ベトナム、豪州、ニュージーランド、ラオス（オブザーバー）である。

○　三木構想といわれるものは、既存の東南アジア開発閣僚会議、アジア・太平洋閣僚会議（ASPAC）、アジア開発銀行、東南アジア農業開発会議等々を整理統合した別個のものを考えているのか。具体的内容は何か。

羽生委員（社）六・一五、11・5－8

○　アジアの繁栄のため、アジア諸国の人々との会合では人口問題をとり上げてほしい。家族計画援助のため、医者、必要物資の供与も考慮されたい。

加藤委員（社）六・一五、11・7－8

(四)　沖縄・小笠原問題

（五月十二日沖縄漁船第八南琉丸がインドネシアで拿捕された。）

○　インドネシア政府との釈放交渉の現状。沖縄船舶とその乗組員に対する保護の問題（船舶についても日本側も措置し得るようすべきである）。潜在主権のある土地における日本人の保護を積極的に進める

べきである。漁船乗組員の船員手帳の国籍欄の問題。
岡田委員（社）五・一六、五・五一六
六・六、八・六

○　小笠返還問題についての外務当局が記者会見で小笠原は一九七〇年までに返還させたいと述べたとの報道に関連して）。外相の真意は沖縄、小笠原の返還要求はいまは時期ではないと考えているのか。外相のいう一歩進めるという方法は。小笠原は沖縄に比し軍事的価値が少いから返還の可能性が多いと思うが、こういう意見を外相は九月の日米経済委員会で言い出すか。米国の沖縄保持の根拠は平和条約第三条だが（極東の軍事情勢に関連あるとは書かれていない）、現在米国は極東の情勢を理由としている。この沖縄保持の根拠の確然たる相違について説明されたい。この三条作成の経緯は。（解決への一つの区切になると思うので）平和条約第三条にいう「信託統治の提案」はしないという公文の如きものを米国からとりつける考えはないか。
森　委員（社）五・三〇、七・五一八

○　小笠原は沖縄に比し軍事的価値は非常に小さいことでもあり、返還問題はあとからとしても、とりあえず島民の帰島ぐらいは速やかに実現させるべきだ。
羽生委員（社）五・三〇、七・八一九

○　小笠原の返還を要望するにあたつて米紙の論評（小笠原は軍事基地としての必要性が低い。）も頭に置かなければならないと思うがどう考えるか。また他の論評（日本は小笠原を突破口として沖縄問題で

反米思想を巻き起こすのではないか）に対しては、沖縄問題と小笠原問題とは次元が違うことをはつきりさせて米側高官と話合いをする考えはないか。わが国の安全保障の問題と領土問題との関連性についてはつきり米国に話す必要がある。アンガー高等弁務官の沖縄早期返還否定（共産主義の脅威ある限り）は半永久的に返還しないという気持に聞こえる。沖縄の日本国政参加問題。本土との一体化推進のためというわが国国家公務員の沖縄派遣問題。
黒柳委員（公）五・三〇、七・一二
一三

○　沖縄問題は首相訪米までにメドをつけるのか。それとも一九七〇年までに結論をつけるのか。
羽生委員（社）六・二九、一五・一

○　政府の考えている全面返還とはどういう状態をいうのか。施政権返還されれば、安保条約、交換公文がそのまま沖縄に適用になるが、その場合米側が基地の使用を自由にしてもらいたい、事前協議の対象からはずしてもらいたい云々となると、それは困るという考えか。核も撤去させるのが最も好ましい形と考えるか。安保条約と沖縄との関係。沖縄と日本領になつたとき、米比、アンザス等条約の効力は依然存続するか。沖縄の人が基地つきでも返りたいといつた場合はそれに重点をおいて考えるか。政府は沖縄世論をリード、暗示するような人為的工作はすべきでない。
森　委員（社）六・二九、一五・四一五

○　外相は沖縄問題につき一九七〇年に特別にアクセントをつけないと言つたが、これは自動延長を念頭

においた答弁か。

佐多委員（社）六・二九、15・5

○ かりに小笠原について米国の意向が前進した場合の日本の態度は（沖縄と小笠原を一体として考えるという政府の従来の方針からみてどういう取り組み方をするのか）。

羽生委員（社）七・一八、19・7

○ 下田発言について（世界週報に下田談として「日本政府の考えは核基地を含む返還論とみてよい」云々）。

岡田委員（社）七・一八、19・13

（注）沖縄住民に発給する旅券問題等については「旅券法の特例に関する法律案」の審議（七・一八、19・4・16）をも参照。

(五)

核拡散防止条約・中国の核実験

○ 核拡散防止条約成立の障害となつているとみられる西独の主張について。米ソの不一致については、米側に対してのみでなくソ連の態度も確かめよ。

岡田委員（社）五・一六、5・6・7

○ 核防条約問題で各党との第二回目の話合いをする段階はいつ頃か。

黒柳委員（公）五・一六、5・8

○ 中国の核実験に対する外務省の考え。終局的道は、中国を国連や軍縮会議に入れて解決するほかはないと思うがどうか。

羽生委員（社）六・二〇、12・5

○ 中国の水爆実験と沖縄返還問題との関連性。中国の実験と核拡散防止条約との関連。

黒柳委員（公）六・二〇、12・8

○ 中共の核実験に対する政府の今後の方針。中共を軍縮委員会に参加させるための努力をしたことがあるか。国連における中国代表権問題については従来通り認めない方針で臨むのか。加盟のためにイニシアチブをとるつもりはないか。中共の核実験停止、核兵器の製造禁止を国連の場でもつと具体的にやつてほしい。

渋谷委員（公）六・二二、13・7-8

(六)

安保条約

○ 安保条約の自動延長か固定延長かを決定する国際的条件とは何か（総理は安保の自動延長か固定延長をきめる条件は終局的には国際情勢だといつたが）。

羽生委員（社）五。一六、5・4

○　日米安保協議委員会における安保問題話合いの内容は。安保延長問題についての政府与党の意見統一の要。安保の期限の問題は充分討議すべき時期が来たのではないか。

黒柳委員（公）五。一六、5・7―8

(七)　日ソ外交

○　三木外相の対ソ外交の姿勢と構想。領土問題は日ソ定期協議の議題となるのか。政府のいう北方領土とは何を含むものか。南樺太、千島についてはソ連を含む連合国と話合うという主張（三十一年当時の方針）はどうなつているか。松本・グロムイコ書簡は生きていると信ずるか。領土問題が解決しない限り、いまのままで平和条約を締結する考えはないわけか。外相訪ソの目的は領土問題の交渉のためか、総理訪ソの下地にするつもりか。ソ連が領土を返還しない理由をどうみるか。対ソ領土交渉に当つては、対沖縄強硬要求の姿勢を示しつつ交渉するのも有効。平和条約を結んでなお領土問題が継続審議として残るということはあり得るか。沖縄、北方領土、安保問題等を議題に日米ソ三国東京会談を提唱するくらいの外交を展開してはいかが。駐日ソ連領事館の設置は赤い活動の危険があるという如き考えあれば対ソ外交に阻害。領土問題を含めて継続的に交渉するという松本・グロムイコ書簡について、ソ連側の解釈はどうなつているか。日本側は生きていると解釈しているのか。書簡の有効性を新たに確認する考えはないか。

森　委員（社）六・八、9・2―4

七。一八、19・7―11

○　日ソ定期協議の内容について。領土問題に対するソ連の壁は厚い（この問題にふれられれば成功の部類）。

羽生委員（社）六・八、9・5

七・一八、19・11

○　日ソ平和条約締結への努力をしたか。どういう方針で進むか。

大和委員（社）六・一三、10・5―6

○　日ソ間で実質上の平和条約がない状態は変則、いい考えはないか。

羽生委員（社）六・一三、10・6

○　日ソ文化協定の締結問題。

佐多委員（社）、岡田委員（社）六・一三、10・6―7

(八)　外交一般

○　現在の外交はだれがやつているのか（外務省か、政府か、政党か）。外務大臣の事務当局に対する指導力等。

森　委員（社）六・二二、一三・四一六

○　グラスボロにおける米ソ首脳会談に対する外相の評価。これが日本の外交方針等に対する影響。
岡田委員（社）六・二七、一四・一

(九)　経済・漁業

○　日比通商航海条約の比側の批准問題。
森　委員（社）五・三〇、七・三

○　穀物協定に対するわが国の対策。
羽生委員（社）六・二二、一三・六
佐多委員（社）六・二二、一三・七

○　特恵関税問題に対する日本の主張について。
羽生委員（社）七・一九、二〇・五一六

○　米国の漁業水域設定問題。ニュージーランドの漁業水域設定問題。太平洋沿岸諸国間に多数国間漁業協定締結の構想
羽生委員（社）七・四、一六・一一二

○　オホーツク海のサケ、マス禁漁問題（禁漁以来八年も経過しているので共同調査の提案をしてしかるべきではないか）。
森　委員（社）七・四、一六・三
七・一八、一九・一二

(十)　その他

○　内河某のスパイ被疑逮捕事件。
岡田委員（社）六・二七、一四・二一四
七・一八、一九・一二

○　ユニバーシアード大会への北鮮の参加問題。
岡田委員（社）七・一八、一九・一九

○　わが国における海水の真水化計画の現状、採算、将来性等。
森　委員（社）七・四、一六・八一九

○　渡り鳥の保護に関する日米協定締結について米国からの対日照会に関する件（日本側の回答遅延問題）。
加藤委員（社）七・一八、一九・一七一一八

付　本会議における外交質問

（施政方針演説・外交演説に対する質問）

○　ベトナム問題。沖縄問題。

椿　議員（社）三。一七、参会4号

○　安保条約。アジア・太平洋経済建設構想。ベトナム問題。沖縄、北方領土問題。

安井議員（自）三・一七、参会4号

○　ベトナム問題。核拡散防止条約。米潜水艦と海上自衛隊の合同演習問題。

横川議員（社）三・一八、参会5号

○　日ソ漁業交渉。

杉山議員（社）三・一八、参会5号

○　安保条約の期限問題。超党派外交。ベトナム問題。中共承認、国連加盟問題。沖縄問題。資本自由化問題等。

渋谷議員（公）三・一八、参会5号

○　ベトナム問題。核拡散防止条約。沖縄問題。

向井議員（民社）三・一八、参会5号

（緊急質問）

○　緊迫を続ける当面のアジア情勢に関する緊急質問（グラスボロ会談に対する評価。総理の南ベトナム訪問反対。総理の韓国訪問反対等）。

岡田議員（社）六・二八、参会20号

第五十六回（臨時）国会

（自昭四二・七・二七　至昭四二・八・一八）

三　請　願

左の三十一件が付託されたが、いずれも保留となつた。

一、アジア・アフリカ及び中近東諸国の産業開発援助に関する請願　二十九件

一、不戦条約締結実現、核兵器使用禁止等世界平和推進に関する請願

一、東南アジア視察団に関する請願

本国会は前国会で審査未了となった健康保険関係法案を審議するため開かれたもので外務委員会には法律案、条約の付託はなかった。

請　願

左の二件が付託されたが、いずれも保留となった。

アジア・アフリカ中近東産業開発援助に関する請願　二件

外務委員名簿

（第五十五回特別国会の昭和四十二年二月十七日の本会議において、木内四郎委員長が辞任し、赤間文三議員が委員長に選任された。）

（昭四二、八、一八＝第五十六回国会最終委員会＝現在）

委員長	赤間文三	（自）
理事	木内四郎	（自）
〃	長谷川仁	（自）
〃	増原恵吉	（自）
委員	森元治郎	（社）
〃	鬼丸勝之	（自）
〃	鹿島守之助	（自）
〃	佐藤一郎	（自）
〃	笹森順造	（自）
〃	杉原荒太	（自）
〃	高橋衛	（自）
〃	山本利壽	（自）
〃	岡田宗司	（社）
〃	加藤シズエ	（社）
〃	佐多忠隆	（社）
〃	羽生三七	（社）
〃	大和与一	（社）
〃	黒柳明	（公）
〃	渋谷邦彦	（公）

参外調第四九号
昭和四十三年七月

第五十六回（臨時）国会閉会後
第五十七回（臨時）国　会
第五十八回（通常）国　会

参議院外務委員会審議要録

参議院外務委員会調査室

目次

第五十六回（臨時）国会閉会後
一　国際情勢等に関する調査　……1
二　委員派遣　……5

第五十七回（臨時）国会
請　願　……7

第五十八回（通常）国会
一　付託案件　……9
二　国際情勢等に関する調査　……23
三　請　願　……37

外務委員名簿　……38

備　考　文中三・二八、6・112等は三月二十八日外務委員会会議録第六号一一二頁等を示す。

第五十六回（臨時）国会閉会後

（自　四二、八、一九
至　四二、一二、一三）

一　国際情勢等に関する調査

(一)　沖縄問題
(二)　北方領土問題
(三)　ベトナム問題
(四)　その他

(一)　沖縄問題

○　外相の考えている沖縄返還方式は、核なしの本土並みということに一貫していると思うが、これは総理の考えと一致していないのではないか（総理は次善の策として核つきもやむを得ないような発言をしている。総理、外相の間は、しつくりしていない感じがする）。総理は訪米の際、沖縄返還要求を持出すのか（沖縄は日米の安全保障上大事であることを強調するだけで終りになるようなことはないか）。

森　委員（社）九・六、1・113

○　核基地つき返還は認めないという政府の基本方針は、きまつているのか（総理は核つきを全面的には否定しないような談話をしている。　外相は否定しているのだが）。返還問題について政府は、沖縄が極東の平和と安全に果たす役割（政府がしばしばいうごとく）を第一義的に考えるのか、あるいは返還そのものに重点を置くつもりか。その基本方針を示してもらいたい。

羽生委員（社）九・六、1・417

○　外相は、核基地つき返還そのものに否定的見解をもつているのか念を押したい。沖縄の世論にもかんがみ、核基地撤廃を米側に要求されたい（米国がトルコと交渉の上、トルコからジュピター基地を撤廃した事例は研究に値する）。外相は訪米の際、マクナマラ国防長官と、沖縄の返還と戦略との関連、軍政問題等につき話し合うか。世界週報にのつた下田大使談について（総理の言えないことを、そんたくして言つている自分の意見は、政府の意見と思つてよい云々）。沖縄の現状は、民意を反映しない植民地直接統治である。現地の反抗精神、国民運動をバックにして、返還前においても、この状態を是正するよう対米話し合いをすべきである。

岡田委員（社）九・六、1・9－11

○　政府は沖縄返還についての基本構想を打ち出して、各党、国民の批判注文をきくべきだ。沖縄の一部に本土復帰反対運動があることに対する外相の所感は。対米交渉のためにも、外相の沖縄訪問を希望する。沖縄問題につき総理は、自民党総裁として野党党首に会談を申し入れるよう外相からサゼストする考えはないか。中共の核開発が沖縄基地の価値を減退させている点やベトナム情勢を強調して、米国に沖縄返還を早めるよう働きかける考えはないか。

黒柳委員（公）九・六、1・12－15

㈡　北方領土問題

○　三木・コスイギン会談で出た「中間的措置」とはどんなことか。内容は日本の要求している領土問題についてであると理解してよいか。中間的というと、領土問題を予約した上で平和条約を結ぶこともあるのではないか（新聞報道では、潜在主権を認めさせる案、択捉、国後での日ソ雑居の容認、接岸操業を認め事実上日本領土の形で漁業に利用させる、両島買収説等々があるが、これらも検討された問題か）。

森　委員（社）九・六、1・314

○　中間的なものとは何か（最終的平和条約以前に、なにか留保条項を付した中間的条約のことか。沿岸漁業と関連させ領海問題等をなしくずしにして接近をはかるようなものか）。

羽生委員（社）九・六、1・4

○　北方領土につき政府は、今の時点でどんな態度でいるのか。

黒柳委員（公）九・六、1・14－15

㈢　ベトナム問題

○　政府はベトナム問題については、ベトナム民族自身による解決を尊重するといつているのだから、米国の介入をやめさせるため、当然北爆停止を要求すべきである。総理の南ベトナム訪問は和平の探求のためというが、北とはどういう形で接触するのか。ベトコンとはどう接触するのか。

羽生委員（社）九・六、1・718

○　社会党委員長の北ベトナム訪問、総理の南ベトナム訪問に当つて、事前に二人が会うことに大きな意義がある。総理から野党の党首に会談を申し入れるよう外相からサゼストしてもらいたいと思うがどうか。政府は北爆停止を提案すべきである（そうすれば客観情勢も、それに順応して変わる）。

黒柳委員（公）九・六、1・14、15

四　その他

○　総理のカンボジア訪問が中止となつた経緯。

羽生委員（社）九・六、1・8

森　委員（社）九・六、1・8ー9

○　総理の台湾訪問は反共陣営の強化にならぬか。外相のいう日中平和共存主張と矛盾しないか。

岡田委員（社）九・六、1・11

○　韓国に対する日本の外交姿勢について（北鮮帰還協定、朝鮮大学校の認可問題等についての韓国側の対日申し入れは内政干渉である。常に韓国に押されて譲歩を強いられている態度はよくない）。

岡田委員（社）九・六、1・11ー12

二　委員派遣

昭和四十五年大阪で開催される日本万国博覧会の準備状況等の視察のため、第五十六国会閉会後の九月十二日から十五日までの間、木内四郎、高橋衛、大和与一、加藤シヅエの四委員が大阪、京都、兵庫の府県に派遣された。（派遣委員の報告は第五十七回国会外務委員会会議録第二号に掲載）

第五十七回（臨時）国会（自四二、一二、四至四二、一二、二三）

第五十七回臨時国会は、公務員給与改訂、災害等に関する補正予算とその関係法案の審議のため二十日間開会されたが、外務委員会には法律案、条約の付託はなかつた。

請　願

左の一件が付託され、採択された。

「ソ連領事館の新潟市設置に関する請願」

第五十八回（通常）国会（自 四二、一二、二七 至 四三、六、三）

一付託案件

法律案一件及び条約十八件が付託され、いずれも可決または承認された。

(一) 法律案

日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

(要旨)

この法律案は、昭和四十五年に開催される日本万国博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会に関する条約第十五条の規定に基づき、日本政府を代表しかつ外国の参加者に対する約束の履行を保障する任務を有する日本万国博覧会政府代表を設置することとし、その任務、給与等について所要の事項を定めたものである。

(註) 本臨時措置法に基づき、萩原徹前駐仏大使が政府代表に任命された。

(提案理由説明)三・二八、6・1

(補足説明)三・二八、6・112

(質疑)四・四、7・113

(採決)委員会四・四(全会一致)

本会議四・五(全会一致)

(公布)四・六(昭四三法一二号)

(二) 条約

1　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とセイロン政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この条約は、わが国とセイロンとの間の二重課税の回避及び脱税の防止について取り決めることを目的とし、相手国に支店等恒久的施設を有する法人の利得に対する相手国の課税制限、船舶及び航空機の運用利得に対する課税の減免、短期滞在者、教授学生の受け取る報酬に対する課税免除等の措置を定めるとともに、二重課税の回避については、それぞれの国内税法に基づき、外国税額控除方式によることとしているが、セイロンで生じた一定の投資所得に対してセイロンで免除される税額は、これを納付したものとみなして、わが国で控除する「みなし税額控除」の措置がとられている。

（提案理由説明）二・二九、2・112

（補足説明）二・二九、2・2

（質疑）三・二八、6・214

（採決）委員会三・二八（全会一致）

本会議三・三〇（多数）

2　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この条約は、わが国とデンマーク王国との間の現行の二重課税防止条約の全般にわたつて改正を加えたものであり、特に相手国に支店等恒久的施設を有する法人の利得に対する相手国の課税の制限、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の制限税率の引下げ等の措置がとられている。

（提案理由説明）三・一四、5・1

（補足説明）三・一四、5・1

（質疑）三・二八、6・214

（採決）委員会三・二八（全会一致）

本会議三・三〇（多数）

（発効）七・二六

3　航空業務に関する日本国政府とレバノン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この協定は、わが国とレバノン共和国との間の定期航空運送業務を開設することを目的とし、業務の開始及び運営についての手続きと条件を規定するとともに、両国の航空企業の運営路線を定めたものである。

（提案理由説明）二・二九、2・1

（補足説明）二・二九、2・2

（質疑）四・一六、8・216

（採決）委員会四・一六（全会一致）
本会議四・一九（全会一致）

4　船員の厚生用物品に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
（要旨）
この条約は、国際海上交通に従事する船員の航海中の生活状況の特殊性にかんがみ、その航海中に使用する厚生用物品、たとえば書籍、雑誌、映画フィルム等の物品に対して、再輸出を条件として輸入税免除等の便益を与えることを内容としている。
（提案理由説明）四・四、7・1
（質疑）四・一六、8・6
（採決）委員会四・一六（全会一致）
本会議四・一九（全会一致）

5　アジア＝オセアニア郵便条約の締結について承認を求めるの件
（要旨）
この条約は、万国郵便連合憲章で認められた地域的郵便連合の一として、アジア及びオセアニアの地域における諸国間の郵便関係の改善等を目的として設立されたアジア＝オセアニア郵便連合の基本文書であり、連合の組織、任務、通常郵便物の取扱い等を規定したものである。
（提案理由説明）四・四、7・1

（質疑）四・二三、9・214
（採決）委員会四・二三（全会一致）
本会議四・二四（全会一致）

6　日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定について承認を求めるの件
（要旨）
この協定は、シンガポール共和国の経済開発に資するため、わが国より同国に対し、二十九億四千万三千円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、原則として三年間にわたり無償で供与することを定めるとともに、第二次世界大戦における日本軍のシンガポール地域占領中に生じた不幸な事件に起因するすべての問題が、完全かつ最終的に解決されたことを明らかにしている。
（提案理由説明）四・一六、8・1
（質疑）四・二三、9・416
（採決）委員会四・二三（全会一致）
本会議四・二四（多数）
（発効）五・七

7　日本国とマレイシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定について承認を求めるの件
（要旨）
この協定はマレイシアとの経済協力を促進するため、わが国から同国に対し外航用貨物船二隻を主

体とする二十九億四千万三千円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、原則として三年間にわたり無償で供与することを定めるとともに、第二次世界大戦における日本軍のマレイシア占領中に生じた不幸な事件に起因するすべての問題が、完全かつ最終的に解決されたことを明らかにしている。

（提案理由説明）四・一六、8・112
（質疑）四・二二、9・416
（採決）委員会四・二三（全会一致）
本会議四・二四（多数）
（発効）五・七

8 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

（要旨）
この条約は、国際海運に従事する船舶の積載限度について、国際的に画一的な原則および規則を定めることにより、海上における人命及び財産の安全の確保と増進を目的とするものであつて、実質的には千九百三十年の国際満載喫水線条約に代わるものである。

（提案理由説明）四・一六、8・2
（質疑）四・二五、10・112
（採決）委員会四・二五（全会一致）
本会議四・二六（全会一致）

（わが国について発効）八・一五

9 公海に関する条約の締結について承認を求めるの件

（要旨）
この条約は、公海に関する慣習国際法を法典化するため、一九五八年に国際連合主催の下に開催された海洋法会議において採択されたものであり、公海の自由、船舶と旗国との関係、公海における秩序維持などについて定めている。

（提案理由説明）四・二三、9・1
（質疑）四・二五、10・310
（採決）委員会四・二五（全会一致）
本会議四・二六（全会一致）
（わが国について発効）七・一〇

10 領海及び接続水域に関する条約の締結について承認を求めるの件

（要旨）
この条約は、領海及び接続水域に関する慣習国際法を法典化するため、一九五八年に国際連合主催の下に開催された海洋法会議において採択されたものであり、領海の幅については、会議参加国間の合意が成立しなかつたため規定されていないが、領海の法的地位、領海幅測定のための基線、領海の無害通航権、接続水域などについて規定が設けられている。

（提案理由説明）四・二三、9・1
（質疑）五・七、11・113
（採決）委員会五・七（全会一致）
本会議五・八（多数）
（わが国について発効）七・一〇

(注) 衆議院外務委員会において、三木外務大臣は、領海及び接続水域に関する条約について次の諸点を確認した。

(一) 外国軍艦の領海の通航については、第十六条4にいうところの公海の一部分と公海の他の部分又は外国との間における国際航行に使用される海峡の場合を除き、政府は事前通告制度を考慮すること。

(二) ポラリス潜水艦その他類似の常時核装備を有する外国軍艦のわが領海の通航は第十四条4にいうところの沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない無害通航とは認めない。従つて、原則としてこれを許可しない権利を有する。

(三) 本条約は戦時には適用されない。

（四・一七、衆外12・17）

11 関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百六十七年）及び関係交換公文の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この議定書は、関税及び貿易に関する一般協定の締約国団主催の下に世界貿易の拡大を目的として一九六四年から一九六七年まで開催された貿易会議において、わが国をはじめ米国、英国、欧州経済共同体その他の参加国が行なつた関税引き下げ交渉の結果を収録したものである。この議定書において、各参加国は一九七二年一月一日までに、段階的に関税を引き下げることを約束している。また交換公文は、わが国が一定の乗用車に関して行なう関税譲許の特例について、わが国と欧州経済共同体との間で取り決めたものである。

（提案理由説明）五・七、11・4
（補足説明）五・七、11・415
（質疑）五・七、11・518　五・九、12・119　五・一五、13・318　五・一六、14・115
（採決）委員会五・一六（全会一致）
本会議五・一七（多数）
（わが国について発効）五・二一

12 関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この協定は、関税及び貿易に関する一般協定の締約国団の主催の下に、世界貿易の拡大を目的として、一九六四年から一九六七年まで開催された貿易会議において作成されたもので、同協定第六条の実施に関し、ダンピング防止措置の乱用を防ぐための国際的規制について、詳細な定めを設けたものである。

（提案理由説明、補足説明、質疑）　前記11に同じ。
（採決）委員会五・一六（全会一致）
本会議五・一七（多数）
（発効）七・一

13　千九百六十七年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件
（要旨）
この協定は、千九百六十二年の国際小麦協定に代わるもので、小麦貿易規約と食糧援助規約とから成つている。小麦貿易規約は、価格に関する規定に改正を加えたほかは、ほぼ小麦協定の規定を踏襲しており、小麦の価格安定、需給調整等につき規定している。一方食糧援助規約は、従来の小麦協定にはなかつた規定であり、開発途上にある国に対する食糧援助について定めている（もつとも食糧援助を義務づけている食糧援助規約第二条の規定については、わが国は穀物協定中に食糧援助義務を規定することは妥当ではないとの考えから、署名に当たり同条の規定の受諾を留保した。しかし、同時に、協定の寄託機関である米国政府にあてて、食糧援助規約に定められたわが国に対する割当てと同額の援助を、米を含む穀物及び農業物資の形で行なう意図を表明する書簡を発出した）。
（提案理由説明、補足説明、質疑）　前記11に同じ。
（採決）委員会五・一六（全会一致）
本会議五・一七（多数）
（発効）七・一

14　南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
（要旨）
この協定は、昭和四十二年十一月にワシントンで行なわれた佐藤総理大臣とジョンソン大統領との会談における合意に基づいて交渉が行なわれた結果、四十三年四月五日に署名されたものであつて、平和条約第三条の規定に基づき米国が行使してきた施政権をわが国に返還すること、小笠原諸島において米国が現に利用している設備及び用地は、二つのロラン局施設を除きすべてわが国に引き渡されること、わが国は米国の施政期間中に小笠原諸島において生じた対米請求権を一部を除き放棄することと等を定めたものである。
（提案理由説明）五・一五、13・2
（補足説明）五・一五、13・3
（質疑）五・一六、14・8―15　五・二一、15・2―11
（採決）委員会五・二一（全会一致）
本会議五・二二（全会一致）
（発効）六・二六
（注）小笠原諸島の復帰に伴い、法令の適用についての暫定措置を定め、また協定の効力発生の際現に小笠原諸島に住所を有する者及び小笠原諸島の旧島民の権利又は利益の保護、生活の安定等を図るための特別の措置、小笠原諸島を区域とする村の設置及び現地における行政機関の設置等について所要の特例を定める必要から「小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案」

が提出され可決された（沖縄及び北方問題等に関する特別委員会に付託）。

15　日本国とニュー・ジーランドとの間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件
（要旨）
　この協定は、ニュー・ジーランドの設定した漁業専管水域における日本漁船の操業を確保するため、日本政府によつて許可された船舶は、一定の規模で沿岸から六海里と十二海里との間の操業区域において、底はえなわ漁法により昭和四十五年末まで漁業に従事しうること、その他管轄権の行使に関する事項等を定めたものである。
（提案理由説明）五・二一、15・1
（補足説明）五・二一、15・2
（質疑）五・二三、16・4―6
（採決）委員会五・二三（全会一致）
　本会議五・二四（全会一致）
（発効）七・二六

16　メキシコ合衆国の領海に接続する水域における日本国の船舶による漁業に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
（要旨）
　この協定は、メキシコの設定した漁業専管水域における日本国の漁船の操業を確保するため、日本

政府によつて許可された船舶は、沿岸から九海里と十二海里との間の操業区域において、はえなわ漁法により、まぐろ類を昭和四十七年末までの五年間に一万五千五百トンを漁獲し得ること、その他所委の事項を定めたものである。
（提案理由説明）五・二一、15・1
（補足説明）五・二一、15―2
（質疑）五・二三、16・4―6
（採決）委員会五・二三（全会一致）
　本会議五・二四（全会一致）
（発効）六・一〇

17　原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
（要旨）
　この協定は、現行の日米原子力協定に代わるもので、今後予想される原子力の平和的利用の急速な発展に備え、米国からの濃縮ウラン供給枠をウラン＝二三五の量で一六一トンと大幅に増加し、また燃料用プルトニウム二六五キログラムの供給枠を設定したほか、核物質、設備等が両国間で移転されうること、この協定に基づいて移転された核物質、設備等は、平和目的にのみ使用すべきこと、国際原子力機関が保障措置を適用するよう両国政府と同機関との間で取り決めを行なうこと等を規定している。
（提案理由説明）五・一五、13・1

（補足説明）五・一五、13・213
（質疑）五・一六、14・518　五・二三、16・624　五・二四、17・512
（採決）委員会五・二四（多数）
本会議五・二四（多数）
（発効）七・一〇

18　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
（要旨）
この協定は、現行の日英原子力協定に代わるもので、英国はわが国が英国から購入した原子炉の所要燃料を供給すること、核物質、設備等が両国間に移転され得ること、この協定に基づいて移転された核物質、設備等は平和利用のみに使用すべきこと、国際原子力機関が保障措置を適用するよう両国政府と同機関との間で取り決めを行なうこと等を規定している。
（提案理由説明、質疑）　17に同じ。
（採決）委員会五・二四（多数）
本会議五・二四（多数）

二　国際情勢等に関する調査

(一)　沖縄・小笠原問題
(二)　対インドネシア援助問題
(三)　佐世保における異常放射能問題
(四)　日中問題
(五)　ベトナム問題
(六)　その他

(一)　沖縄・小笠原問題

○　大浜調査団の赴沖目的はB52問題の調査が主だときくが、住民に及ぼす大きな不安についての報告が出されたら（B52の撤去そのものを要請しないような内容であつても）、政府は沖縄住民の不安を除くために対米政治交渉をする考えはあるか。沖縄住民が要望している政府調査団を出すつもりはないか。
岡田委員（社）三・二八、6・617

○　沖縄における人権じゅうりん問題（特にアメリカ軍人・軍属及びその家族の沖縄住民に対する犯罪）、国政参加問題を日米協議委員会に持ち出して解決をはかるつもりはないか。三月三十一日のジョンソン

声明以来、北爆は限定されるわけだから、B52の沖縄発進を考え直すよう米側と話し合つてどうか。

岡田委員（社）四・一六、8・6-7

○　沖縄における労務者のストライキ問題。布令第一一六号の撤廃問題。

岡田委員（社）四・二五、10・12

○　（主として佐藤総理大臣に対し）小笠原問題が片づき、沖縄返還問題に直面するわけだが総理の決意をききたい。佐藤・ジョンソン共同声明にいう沖縄返還についての日米会談はいつから始めるか（予備会談、正式会談など、どういう形の会議になるのか）。

総理は基本路線はできたと言つたが、この基本路線を聞きたい。基地については白紙というが、返還の根本方針、形態は、ある程度きまつているのではないか。総理は、沖縄の基地については、(イ)沖縄は日本のみならずアジアの安全に重要役割を持つていることを十分に考慮する、(ロ)日本は安保条約、そしてアメリカの核抑止力に依存している、(ハ)沖縄には現に核基地がある、ということを言つているのだから、もう白紙ではない。これだけの前提を置くならば、核と基地は離せない。いつ、いかなる形でこれを打ち出すかが残された問題ではないか。核を有事のときに持ち込むとか、事前協議でやるとか、あるいは置く場所を狭くするとか、そういう小さい技術が残るだけではないか。

総理が沖縄基地は日本のみならず、アジアの安全にも関係があるというのは、米国は沖縄をも適用範囲に入れている米比、米韓、米台、アンザス締約国の意向もきく必要があるということか（日本としては、きく必要はない）。

「両三年中にメドをつける」といつたのは昨年十一月のことなので、いまでは「一両年」と理解してよいか。総理在任中にメドをつけるか。このため年内にアメリカに乗り込むことを考えているか。

沖縄返還問題について総理は、世論の動向、国際情勢、科学技術の進歩を考慮に入れて検討するといつているが、ベトナムは平和に向かう客観情勢である。国民世論は、沖縄に核を置けというのではなく、軍事強化ではなくて、ひとつ返してもらいたいというのが最大公約数だと思う。科学の進歩については、陸上核基地は必要でなくなるかもしれないと、総理みずから言つている。そんなにそばに置かなくてもよいのではないか。この三点について総理の考えを聞きたい。

森　委員（社）五・一六、14・9-11

○　外相が始める日米会談には、全くの白紙ではなく原則的な案をもつてのぞむのではないか。

森　委員（社）五・一六、14・14-15

○　（佐藤総理大臣に対し）ベトナム戦争の終結は沖縄返還についての一つのエポックになるかどうか。安保条約に極東条項があることから、ベトナムが終息しても朝鮮、中国問題が残るとして引続き現状延長になるのか。

羽生委員（社）五・一六、14・12

○　（佐藤総理大臣に対し）ベトナムの情勢変化は、佐藤ジョンソン共同声明当時には予想しなかつた事態であり、またジョンソン大統領は引退を声明しているので、総理は新大統領出現後、訪米して新情勢

を基礎にして沖縄問題を話し合うつもりはないか。ジョンソン大統領との会談では、沖縄の核基地問題については、どの程度まで話し合つたのか（総理がいま白紙云々といつてることにどのくらいの影響力をもつていたのか）。

岡田委員（社）五・一六、14・12

○（佐藤総理大臣に対し）ベトナム戦争終了後の沖縄基地の重要性は、後退するか、増大するか。

黒柳委員（公）五・一六、14・13

○ 沖縄返還問題のための第一回日米会談に臨む外相の基本的考えを聞きたい（日本の望む方式を提示して始めるのか、それとも極東全般の情勢検討ということから始めるのか）。その会談はどのくらい討議をしたらめどがつくことになるか。ベトナム後の米国のアジア外交の姿勢はどういう姿が望ましいと外相は考えているか。ベトナムが終つても、次は中国、朝鮮ということで、沖縄返還を渋るようなことは起こらないだろうか。日米会談にのぞむ基本方針としては、アジア諸国に対しては経済援助、民生安定に重点を置くようアメリカの姿勢をかえさせる努力をすべきである（核戦略理論中心の国際情勢判断はアジア諸国に対しては効果はない）。英国は一九七一、二年までに核を全廃するとの報道について。

羽生委員（社）五・二一、15・517

○ 沖縄返還に関し国民世論は本土並みを支持しているとの木村官房長官談話について。沖縄の核基地問題について外相は白紙か。総理のいう沖縄返還についての三条件（国民世論、科学技術の進歩、国際情

勢）のうち、国民の世論は大体本土並みに落ちついてきたように見受けられる。科学の進歩から見たら、沖縄に核を置かなくてもいいのではないか。国際情勢は、沖縄にアメリカがいなければならない理由が薄くなりつつある。あとの二点を外相はどう考えるか。返還のメドを一九七〇年前につけるとは言えないのか。参院選挙に当たつて沖縄対策を国民に訴える構想をもつか。

森　委員（社）五・二三、16・112

○ 沖縄返還会談に入るには、日本の考えを提示して始めなければおかしい。世論の動向はおおよそきまつている。科学技術の発達は一両年に革命的変化はない。ベトナムはほぼ平和に向うであろう。それならば、日本はこうあるべきだというものを出してもいいではないか。出さないとすれば、ベトナムが片付いてもなおかつ極東情勢に関連して基地の態様をきめてゆくという可能性が残る気もする。

羽生委員（社）五・二三、16・3

○ 最近の沖縄の様子をどう評価するか。軍労務者に対する米軍の態度、米民政府の基地内移転、主席公選問題等についての米側の態度をみると、米側は世論の動向をつかんでおり、施政権返還の気持になつているのではないのか。官房長官の発言（世論は本土並み返還を支持云々）も、この辺の情勢を察知した上でのことではないか。

黒柳委員（公）五・二三、16・314

○ 小笠原返還協定が予想より遅れている理由（奄美返還の際のように、アメリカの西太平洋における防

衛の一部を日本が負担する問題が起つているのか）。

岡田委員（社）三・二八、6・6

○　（佐藤総理大臣に対し）小笠原のロラン局は、船舶の安全運航に役立つとともに、ポラリスの誘導に対する電波も発信しているのではないかとも考えられるし、また、一朝事あるときには相当軍事的価値が高いのではないかとも考えられる。このロラン基地を将来撤去させるつもりはないか。

父島の二見港は、国内の基地と同様になれば、当然原子力潜水艦の寄港も考えられる。放射能の汚染に対する予防措置はどうか。

黒柳委員（公）五・一六、14・13

○　小笠原諸島は、アメリカの施政下にあるので米韓、米比、米台相互援助条約の適用範囲にある。小笠原返還に伴い、これら諸条約の適用から小笠原をはずす措置を関係国に申し入れる必要はないか。

岡田委員（社）五・二一、15・10－11

(二)　対インドネシア援助問題

○　（スハルト・インドネシア大統領来日に関連し）インドネシア側は、外国からの援助額を三億二千五百万ドルと計上し、その三分の一の一億ドル余を日本に求めてくると予想される。日本は予算に六千万ドルを計上しているが、どう対処するのか。話し合い次第では六千万ドルが増額される可能性があるのか。先方の要請は政府借款か、民間借款か。新借款は経済関係だけではなく政治的背景によつて行なわ

れると解してよいか。利子、償還年限はどのくらいか。今後他の国に対する援助もインドネシアなみの基準で行なうのか。それとも今回のは例外か。日本の対イ援助は米国の肩代りであり、ドル防衛に協力の立場からほぼアメリカと同額を出すことを約束したのではないか。ＵＮＣＴＡＤ会議で、低開発国援助の基準を国民総生産の一％の線を出したが、これは国民所得基準の場合との差はどれくらいか。

岡田委員（社）三・二八、6・4－6

㈱　右の今回の対インドネシア援助の基準は例外かとの質疑に対し、三木外相は、他の国の先例としない特別のケースであること、対インドネシア援助についての政府の判断の基礎には、①インドネシアは破産の状態にある、②しかし潜在的な経済力は持つており、開発すれば弁済能力がある、③国際会議が開かれ、国際協力という形で借款が行なわれる、との三つの条件があり、この三つの条件がすべてそろうようなケースはそうひんぱんに起こることは考えないと答弁した。

○　六千万ドル援助は協力基金から出されるが、もし基金に余裕が出れば、六千万以上出すことも不可能ではないと思うがどうか。

木内委員（自）三・二八、6・8

○　宮沢長官は六千万ドルにプラス二千万ドルぐらいではないかと言つていたが、とりあえず二千万ドル出して、徐々に一億一千万ドルに近づけるということか。あるいは、六千万ドル・プラス二、三千万ドルということか。

羽生委員（社）五・二四、17・3－4

(三) 佐世保における異常放射能問題

○ （佐藤総理大臣に対し）シャープ太平洋司令官は総理に対し、汚染は米原潜のためではないと述べたというが、総理はその際その根拠を問うたか。

黒柳委員（公）五・一六、14・13

○ （佐藤総理大臣に対し）日米の調査にくい違いがあつた場合、どちらを優先させるか。合同調査ということはあり得るか。どう結論がでても、外交上の配慮が優先するのか。

羽生委員（社）五・一六、14・14

○ 来日した米調査団の報告書は提出されたか。総理は衆院本会議で、安全性が確保されるまでは原潜寄港を差し控えてもらうよう善処すると述べたが、日米双方の判定を基礎に善処の方途をとるのか。入港差し控えの通告を公式の形で行なつたわけか。疑いが濃いという結論が出た場合は入港を差し控えるよう新口上書の形で申し入れると思つてよいか。

森　委員（社）五・二一、15・2-3

○ 冷却水の排出による汚染が明らかになれば、あらためて口上書の改定などを行なう必要も起こると思う。米調査団がどう言つても、わが方は科学技術庁の結論を第一義的に尊重すると解してよいか。

羽生委員（社）五・二一、15・4

○ 場合によつては米艦への立ち入り検査ということも話し合いによつてできるのではないか。

大和委員（社）五・二一、15・4

○ 汚染原因調査のためには科学的データーが必要だが、それをアメリカ側に要求したか。

黒柳委員（公）五・二一、15・5

○ 佐世保の問題が起こつてから、琉球政府は沖縄入港原潜の放射能についての合同調査を米民政府に要求した。米側は最初は応諾の様子を示したが、その後軍の反対により拒否したと聞く。琉球政府は独自の調査を行なうため測定機材の供給を日本に求めているがこれに応ずる考えはあるか。

岡田委員（社）五・二一、15・3-4

○ 沖縄では米側が合同調査を渋つており住民に一層不安を与えている。外相はこの不安を除くためアメリカ側に何らか措置をとるよう申し入れる考えはないか。

岡田委員（社）五・二一、15・5

(四) 日中問題

○ 日中間には何らか接触の糸口（たとえば米中ワルシャワ会談のごときもの）を作つておく必要がある。外相の所見を聞きたい。

羽生委員（社）四・二三、9・7

○　吉田書簡の取り扱いについては、前向きに扱うという各大臣の発言があり（中曽根大臣は同書簡は野辺送りにせよといい）、台湾政府から抗議があつたというが、正式に抗議があつたのか。輸銀の使用はケースバイケースといい、それをきめるのは輸銀の総裁であるというが、国の方針が前提の筈である。政府はもう少し明確な態度を示されたい。

岡田委員（社）四・二三、9・9－10

○　日本政府はスイス、ラオス等第三国を通じて日中政府間接触を考えているとの報道は事実か（それは中国に抑留されているスパイ容疑者の釈放が目的と伝えられているが）。日中間の接触をはかるなら、単なる接触ではなく（場所、形はともかくとして）、もう少し煮詰めて、貿易問題等で接触を進めるべきである。アジア・太平洋という幅広い問題の一環としての中国問題ということはわかるが、そのため中国問題が埋没しては困る。

羽生委員（社）四・二五、10・10－11

○　米中ワルシャワ会談を、どう評価しているか。

大和委員（社）四・二五、10・11

○　日中接触はＬＴ貿易（覚書貿易）関係者を通じて行なつた方が効果的ではないか（双方とも政府筋の意向を代表しているわけだから）。

岡田委員（社）四・二五、10・11－12

○　最近在外使臣が中国側と話し合えるような情勢になつてきたといえるか。

森　委員（社）四・二五、10・12

○　外務政務次官が大使会議出席の機会に外地で中国側と接触するとの新聞報道について。

羽生委員（社）、森委員（社）、大和委員（社）、五・二四、17・4－5

○　中国の原子力開発状況をどのようにみているか。中国を国連に入れるべきだ。重要事項指定をはずす意向を外相はもつていないか。中国の脅威ということを、どうみているか。佐藤総理は五月九日記者会見で「中国こそわれらを敵視している。それを改めてもらわねばならない。米国が中国政策を改める場合は、必らず日本に相談するだろう。その相談がない以上日本も現在の政策を変える必要はない。」と語つているが、外相も同意見か。

大和委員（社）五・二三、16・16－17

○　数年前池田総理は、郵便、気象などの協定はいつでもやりましようと答えている。あの時点からみると日本外交は後退しているとの印象を受ける。

羽生委員（社）五・二三、16・17

(五)　ベトナム問題

○　ベトナム戦争後における（英国のアジア撤退等もあり）日本の対アジア政策は検討すべきである。外

相の所見をききたい。軍事力ではなく、経済開発を中心に、アメリカも誘い入れて、低開発国援助に役立つ方式を、日本がイニシアチブをとつて準備すべきではないか。
羽生委員（社）四・一六、8・7－9
○ 北ベトナム友好協会員三名の来日入国問題。
森　委員（社）四・二三、9・6－7
羽生委員（社）四・二三、9・7　四・二五、10・11
○ 外相はベトナム復興開発基金構想を持ち事務当局に指示したという。これと民間船光徳丸の北ベトナム行に難色を示したこととは矛盾である。光徳丸に対する態度は米国の要請によるものか。民間の船が商売に北ベトナムへ行くのは、外務省としては慎んでもらいたいという態度か。運輸省は行つても差し支えないという態度のようだが。
森　委員（社）五・二四、17・1－3
(六) その他
○ 核拡散防止条約（非核保有国の安全保障問題、平和利用等）。
大和委員（社）、羽生委員（社）五・二三、16・12－16
○ 安保条約（自動延長か長期固定か）。
羽生委員（社）五・二三、16・4
○ モンゴルとの国交回復問題。
岡田委員（社）四・二三、9・5－6
○ 第三回アスパック会議に臨む日本の態度。
羽生委員（社）四・一六、8・7
○ 水戸射爆場の新島移転問題。
岡田委員（社）三・二八、6・7
森　委員（社）三・二八、6・8
○ 朝鮮大学校の認可問題（韓国から抗議の件）。
岡田委員（社）四・二三、9・8－9
○ 王子野戦病院の移転問題。
岡田委員（社）三・二八、6・7
○ 移住問題（政府の移住政策についての基本的な考え方、不振地に対する経済対策、移住事業団の業務

状況、事業団職員の執務姿勢等）。

近藤委員（自）三・一四、5・218

三　請　願

本会期中外務委員会に付託された請願は一六九件で、うち一件が採択された。

(一)　採択されたもの

米国輸入課徴金阻止対策の確立に関する請願

(二)　保留となつたもの

1. 下田駐米大使の罷免に関する請願　四件
2. 在日朝鮮公民の帰国に関する請願　一五五件
3. 在日朝鮮人帰国協定の無条件延長に関する請願
4. 在日朝鮮人の帰国事業継続に関する請願
5. 非核武装宣言に関する請願　五件
6. 北ベトナム爆撃の即時無条件中止決議に関する請願　二件

外務委員名簿

（第五十七回臨時国会召集日の昭和四十二年十二月四日の本会議において、木内四郎君が外務委員長を辞任し、三木與吉郎君が委員長に選任された。）

委員長　三木與吉郎（自）（昭和四十二年十二月四日〜第五十七回国会第一回委員会）
理事　木内四郎（自）〃
〃　長谷川仁（自）〃
〃　増原恵吉（自）〃
委員　森元治郎（社）〃
〃　鬼丸勝之（自）〃
〃　鹿島守之助（自）〃
〃　佐藤一郎（自）〃
〃　笹森順造（自）〃
〃　杉原荒太（自）〃
〃　高橋衛（自）〃
〃　山本利壽（自）〃
〃　岡田宗司（社）〃

（昭和四十三年二月二十九日〜第五十八回国会第二回委員会〜現在）

三木與吉郎（自）
木内四郎（自）
増原恵吉（自）
山本杉（自）
森元治郎（社）
鹿島守之助（自）
佐藤一郎（自）
笹森順造（自）
杉原荒太（自）
長谷川仁（自）
広瀬久忠（自）
山本利壽（自）
岡田宗司（社）

〃　加藤シヅエ（社）
〃　佐多忠隆（社）
〃　羽生三七（社）
〃　大和与一（社）
〃　黒柳明（公）
〃　渋谷邦彦（公）

以上一九名

加藤シヅエ（社）
佐多忠隆（社）
羽生三七（社）
大和与一（社）
黒柳明（公）
渋谷邦彦（公）

以上一九名

IV
3-C
資料係

参外調第五三号
昭和四十八年一月

第五十九回（臨時）国会
第六十回（臨時）国会
第六十一回（通常）国会

参議院外務委員会審議要録

国立国会図書館
48. 9. 1
調査立法考査局

参議院外務委員会調査室

目　次

第五十九回（臨時）国会……
一　国際情勢等に関する調査……
(一)　沖縄返還問題……
(二)　安保・基地問題……
(三)　中国問題……
(四)　ＡＳＰＡＣ……
(五)　朝鮮半島の情勢……
(六)　世界軍縮首脳会議問題……
(七)　アジアの人口問題……
二　請　願……

第六十回（臨時）国会……
一　国際情勢等に関する調査……
(一)　沖縄返還問題……
(二)　ＡＳＰＡＣ……
(三)　中国問題……
(四)　核防条約・核問題……

26　23　22　19　19　17　16　14　14　13　12　11　8　3　3　1

(五) 安保条約……29
(六) 北方領土問題……33
(七) 英軍のスエズ以東撤退の決定とソ連のアジア進出の動き……34
(八) 外交方針一般……35
(九) その他……37
1. 硫黄島に慰霊碑建立問題……37
2. 北鮮帰還問題……38
3. 宇宙開発に関するジョンソン・メモ……39
二 請 願……41
第六十一回（通常）国会……43
一 付託案件……43
二 国際情勢等に関する調査……45
(一) 軍縮問題……63
(二) 核拡散防止条約……63
(三) 中国問題……77
(四) 米偵察機撃墜事件（事前協議の問題を含む）……84
(五) 沖縄返還問題（事前協議の問題を含む）……95
(六) 安保条約の自動継続……117
(七) ベトナム問題……143
(八) ベトナム後のアジア情勢（英軍の撤退、アジア集団安保）……144
(九) ASPAC……147
(十) 経済協力……152
(十一) 日ソ関係……154
1. 対ソ外交のあり方……161
2. 北方領土問題……161
3. 第一仲栄丸事件……162
(十二) 国連協力……163
(十三) モンゴルとの国交樹立問題……165
(十四) その他……165
1. ホフマン事件……166
2. 英国紙が報じた日本における犬虐待問題……166
3. 河崎駐アルゼンチン大使の罷免問題……166
4. 水戸射爆場の返還問題……166
5. 自由討議の外務委員会議開催提案……166
三 請 願……167
外務委員名簿……168
169

第五十九回(臨時)国会(自昭四三、八、一至昭四三、八、一〇)

備考　「国際情勢等に関する調査」の記述において、各質疑の終りに、例えば「八・八　2・1～2」とあるのは「八月八日、外務委員会会議録第一号一～二ページ」の意味である。

本国会は第八回参議院通常選挙（七月七日）後の臨時国会として院の構成等を主として十日間開会された。

外務委員会では法律案、条約の付託はなく、国際情勢等に関する調査が一回行なわれたほか、請願二件を審査した。

一　国際情勢等に関する調査

(一)　沖縄返還問題

一九六八年七月十四日米国下院歳出委員会対外活動小委員会は同年三月二十五日沖縄関係予算審議に関連して行なわれた秘密聴聞会の議事録を公表したが、その中でスナイダー国務省日本部長が「佐藤総理訪米の際、大統領は沖縄の返還について何らの約束もしなかつた」と述べているため、第五十九回国会で論議を呼んだ。

総理の両三年という確信は総理個人の主観的な願望なのか。それとも総理の確信を裏付けるような具体的なものを、ジョンソン大統領の発言からくみとることができたのか、できたとすればどの部分か。

羽生委員（社）八・八　2・1～2

佐藤総理からは両三年中にめどをつけられるという確信を持つている意味の発言があり、スナイダーはそういう約束はしていないと言うので、いかにも受取り方がちがうような印象を与えるが、両方ともその間をつないでいる言葉を無理しているのではないか。その間には、日本国民の願望を理解して、これを頭に入れながら外交チャ

日本共同声明でみる限り、総理が個人的にそういう感触をもつたかどうかは別とし、それを客観的に裏付ける具体的条件は乏しいと思うがどうか。

羽生委員（社）八・八　2・2

核付きか核抜きかが議論の中心となつており、基地使用の態様は影が薄れているが、もし基地の自由使用を認めるならば核抜きであつても沖縄は実際は極東諸国におけるアメリカの戦略前進基地となり、しかもいままでの沖縄と違つて、返還された沖縄つまり日本の一部がその役割を果すことになり、根本的に従来と事情が違つてくる。そういう意味で基地の使用の態様は重要な要素であると思うがどうか。

羽生委員（社）八・八　2・2

その場合に外相として望ましい形はどういうふうに考えるか。

羽生委員（社）八・八　2・2

科学技術の発達は一、二年でひつくり返るような変化はない。世論の動向はほぼ定まつている。とすれば残された問題は国際情勢の変化である。外相はＡＳＰＡＣの会議でベトナム戦後の復興計画を通じて沖縄返還の方針のもとに協議をしようということがある。私は両方とも正しいと思う。

三木外相

大統領が佐藤総理の日本国民の願望表明に対し、約束するとの表現はしてないが、その願望を理解できるとし、それを頭に入れて返還についての交渉を始めようということは、かなりな政治的な含みを持つている。従つて佐藤総理がそういう解信を持つということを、何も材料もないのに国民に期待を持たすために言つたという批判は当らない。

三木外相

核の有無の問題も重要だが、使用態様が重要だという考えに同感である。

三木外相

第一回の日米外交交渉を行なつたばかりであるから、世論の動向、極東の情勢、軍事科学の変遷を頭に入れながら、基地の態様、核の問題などもある時期が来れば政府の考え方をまとめて話をすることと思う。いまはまだ不確定要素が多いので、日本政府の考えを示して話し合う段階にはなつていない。しかし終始白紙という外交交渉はないのだから、いずれの時期か政府の考えをまとめる必要があると考えている。

三木外相

パリ会談の成功を祈つているが、ベトナム和平がいつどういう形で結論に達するか予測できないし、どういう形でベトナム戦争が収拾されるかは、その後のアジア情勢に非常な影響を与えると思うので、極東情勢を現段階

画を考え、基金制度を提案しているのだから、ベトナム戦争の終結を予想しているわけだ。そうなれば日本としては沖縄返還の態様についてゆつくり考えるというのでなく、具体的に取組むべきではないか。

羽生委員（社）八・八　2・2～3

日米共同声明の「両三年」はどこから出てきたのか。一九七〇年までということを頭に入れて言つたのか。

森委員（社）八・八　2・6

もとの言葉はウイズイン・ア・フユー・イヤーズとなつている。これを両三年と訳してよいだろう。千九百何年というほうがはつきりするかも知れないが、大統領選挙の年であることや、極東情勢も不安定であつたので何年と言える状態ではなかつた。あまり先だということも日本国民の希望に合わないし、すぐにという客観情勢にもなかつた。そこで適当な表現は何がよいかということで考えたのがウイズイン・ア・フユー・イヤーズである。五、六年になるとア・フユー・イヤーズという言葉は使えない。二、三、四年くらいの間はア・フユー・イヤーズの中に入るのではないか。

三木外相

ア・フユー・イヤーズとは七〇年までにめどをつけたいという気持で言つたのだと思うがどうか。

森委員（社）八・八　2・7

沖縄の返還、施政権の返還など種々言われているがどういう言葉が正しいのか。

森委員（社）八・八　2・9

沖縄の返還は、一応きれいに返してもらい、相談してたとえばかりに基地はどことどこに与えるということになるのか。それとも軍事基地施設は従来通り米施政下におかれ、その他の地域が日本の施政下に入るということか。

森委員（社）八・八　2・9

一応受取つて、貸さざるを得ないなら、そこから七〇年というのを頭においてそれに合せるためにこういう表現を使つたのではない。できるだけ早く返還のめどをつけてもらいたい。そのできるだけ早くという気持をあらわすものとして「両三年」、ウイズイン・ア・フユー・イヤーズという言葉になつてきたと思う。

三木外相

「沖縄の施政権の日本への返還である。」

大河原アメリカ局参事官

そういう分割返還は考えていない。全体が返還される。

三木外相

そういうことである。

ら貸していくということになるのか。

森委員（社）八・八　2・9

(二)　安保・基地問題

安保条約について自民党外交調査会では自動延長におよそきまつたようだが、固定延長でなく自動延長の場合は、その間に情勢によつては解消もあり得るという前提があるわけか。

羽生委員（社）八・八　2・1

「世界週報」によれば、三月の米下院歳出委員会でラスク長官は「日米安保条約」は一九七〇年に更新の決定が行われると思う。日米両政府はこの条約が更新されるものと期待しているが、日本はその利益の点からみずから決定しなければならない。われわれも日本の態度を知りたい」と答弁している。こういう答弁が当日行なわれたのか。また「更新」の原文の意味を知りたい。

森委員（社）八・八　2・7

自民党の大勢は自動継続という意見が多いようだが、まだ党として決定していない。絶対不変という条約はあり得ないから変化はあるわけだが、自民党政権の続く限り日米安保条約は相当長期に維持していきたい。

三木外相

当該議事録の公表された部分には、はつきり出ていないので調べる。

大河原アメリカ局参事官

一九七〇年には政府は何か発言をしなければならないのか。政府としては自動継続の方針のようだが、ラスク長官の発言などから見ると、一年前に両国で何か言わなければならないと思うがどうか。

森委員（社）八・八　2・7

何の通告をせず、じつとしておれば継続していくのであるから、特に条約上発言しなければならないことはないが、安全保障という重要問題については、条約上のいかんにかかわらず政府の考えを事前に国民の前に明らかにし、国民の批判を受けることが政治の態度として当然だと思う。

三木外相

総理は国会議員の選挙を通じ、安保条約に対して国民は自民党を支持しているなどというが、そうではなく、外交、財政等の具体的な案件を取り上げ、国民が国政に直接参加する道という意味で国民投票制度を活用する時期に来ているのではないか。国民の気持を吸い上げるため国民投票制度の活用を研究してはどうか。

森委員（社）八・八　2・8

国民投票制度は、民主政治の下では、国民の端的な意見を、短期間に正確に聞けるということで非常に検討に値する制度だと思うが、憲法改正を伴なうので与野党間で検討してはどうか。

三木外相

アメリカの下院歳出委員会が七月十六日に発表した議事録によればB52の基地補強策として二百

首脳部の会議が必要となる時期があり得ると思うが、事務当局で検討するという外交交渉のプロセスが必要で

四万ドルの支出が要請されている。これは沖縄基地におけるB52の常駐をめざす措置と受け取られており、アメリカの意向は生やさしいものではないことを示している。在日米軍基地問題を総合検討するため九月から事務レベルの会議が開かれるというが右のようにアメリカが沖縄におけるB52の常駐化を目ざして予算の増額を要求している状況のもとで、専門家の事務レベルの討議では解決できるとは思わない。高いレベルで極東の平和と安全は何かという基本的な問題を持出してアメリカの不当な極東政策には思切つた発言をしなければ基地問題の解決は容易でないと思うがどうか。

羽生委員（社）八・八　2・3

米軍基地の撤去に応じてこれを日本の自衛隊に肩代りさせるというのがアメリカ側の考え方だと伝えられているが、そういうことがあるのか。もし現実となつた場合、機動力等米軍と同質のものを日本が持つて、米軍に代つて日本が何らかの役

ある。われわれは安保条約の必要性を認め、基地は当然に提供するという前提に立つている。必要最小限度の基地は確保するという原則に立つて、できるだけ基地は縮小さるべきである。現に終戦直後は二千七、八百の基地があつたが、現在は百四十七と非常に数も少なくなつている。また住民との摩擦が起こることは基地の有効使用上にも障害になることは明らかなので、こういうものは郊外への移転等も考えて基地問題を現実的に解決していきたい。

三木外相

そういうことはまだアメリカの意向としてわれわれに伝えられていない。

三木外相

割を果すということならば重大問題だから充分検討されたい。

羽生委員（社）八・八　2・3

(三)　中国問題

中国に対してはあらゆる角度から日本から積極的に働きかけるべきである。先般外務政務次官がアフリカ出張の際中国側に働きかけをするとの報道があつたが、次官は先方とどういう話をしたのか。

大和委員（社）八・八　2・5

ソ連はワルシャワにおける米中会談に十分注目している。夜があけたら米中が手を握つていることを考えるわけではないが、中国に最も接近しているわが国は中国の一びん一笑をつかんでいるべきである。この点外務省の出先は十分努力しているか。アメリカでは大

特定の数地点を選んで大使級の継続的な協議を行なうこと、及び覚書事務所を通商代表部的なものとし、あるいは現在の機能の充実強化によつて外交事務の一部を解決させることの二点について中国側の意向を聞きたいと思い、中近東・欧州十一カ国を訪問した際、親しい友人を通じて在外中国側に伝達してもらつた。その反響はまだない。

蔵内外務政務次官

目がさめてみたら米中間に和解ができていたということは結構である。日本が取り残されたという感じは要らない。日本にとり、中国問題はアメリカ以上に大事であるので、日中関係を絶えず改善していく姿勢であるべきだ。中共自身の客観的情勢に対する判断も必要だが、どんな

統領選挙後中国に対し、いい意味で大きな変化が起こる可能性がある。米中には橋が通じていることはおろそかにできない。日本が追越されるというのではなく、日本がイニシアテイブをとるという意味で言うのだが、この点どうか。

大和委員（社）八・八　2・6

アメリカでは核兵器が発達して大陸間弾道弾があり、またグアムの基地があるから特に沖縄にB52を常駐させる必要はないのではないか。地域的に下がるという考え方に動く可能性はないのか。

大和委員（社）八・八　2・6

(四)　ASPAC

（ASPACに出席した三木外相に会議の内容を聞いた後）共同コミュニケには、いかなる国家、国家グループに対しても適対の意図を有しないとうたい、一応非軍事的性格を確認しているが、反面多くの政府代表からは安全保障、特に中国の脅威に対する懸念が表明されている。また、南ベトナムの政府国民への支持をうたい込んでいる。このASPACに内存する反共的性格と、わが国の立場をどう調整するつもりか。

大和委員（社）八・八　2・4

(五)　朝鮮半島の情勢

ベトナムはいづれおさまると思う。残つた焦点は三十八度線である。ここで間違いが起こつては困る。大臣の見通しはどうか。

大和委員（社）八・八　2・6

にむづかしくとも中共との共存共栄の道を追求する以外に日本の生きる道はない。これは私の信念である。しかし、やり方は、いろいろな客観情勢もあろうし、慎重を期すべきである。

三木外相

日中改善のためには中共自身もその気にならなければならない。沖縄に基地があるからというのでは日中関係の改善ができるとは思わない。互に尊敬しもつとおとなのつき合いとすべきである。そういう意味で、長い目で日中関係を考えていきたい。ベトナムが終われば次は中共といつた衝動的な態度でなく、極東情勢全般の中における日中関係の改善を、腰を落ちつけてやりたい。

三木外相

共同声明には中国の脅威ということばは一つもない。中国大陸の情勢はなお流動的であり、この推移を見守ろうと言つているのであり、中共に敵対する意思はいささかも含まれていない。ベトナム戦争の解決はジュネーブ協定に戻る以外にないが、とりあえずは南北両ベトナムに分かれて荒廃した国内の建設に当たる以外にない。南ベトナム支持というのも自国の独立を守つていくという努力に対して同情と支持を与えるということで、北に対して南の勢力拡大を支持するとか、ASPAC同盟国が協同して北に当るとかいう意図は全くない。従つてささかも他国に対して敵視したり対抗したりする意図を持つものではなく、ASPACの性格を逸脱した共同声明だとは思つてはいない。

三木外相　4～5

朝鮮半島の動向は常に心配である。政府はあるごとに韓国に対し、あるいは北鮮と関係のある国に対し、武力に訴えることのないように申し入れている。またプエブロ事件のときは米国とソ連に、問題を発展させないように努力してほしいと申し入れた。日本としても平和維持のためできるだけの努力をしなければなら

(六) 世界軍縮首脳会議

核防条約に多くの国が調印しても中国やフランスが入らなければ意味がない。中仏を含めた核の全面禁止ができる手がかりの一つに周恩来首相が提唱している世界軍縮首脳会議がある。この際、周首相の真意を確かめる意味からも、国連あるいは特定の国、特に日本がイニシアテイブをとつて世界軍縮首脳会議を提唱してはどうか。

羽生委員（社）八・八　2・4～5

(七) アジアの人口問題

アジアの人口問題を日本外交はもつと重視されたい。インドネシアから協力要請があつたのに対し、外務省の下部でこれをすげなく断つたことがある。外相の考えはどうか。

加藤委員（社）八・八　2・9

ない。

三木外相

非常に傾聴すべき意見であり、検討する。核防条約には軍縮条項があり、中仏がこの条約に参加しないだろうといわれていることは遺憾である。やはり国際条約に入り、その条約に義務づけられている軍縮を実行してもらいたい。その意味でどんな形で中仏と話し合う糸口ができるか、十分検討すべき課題だと思うので提案は十分検討する。

三木外相

インドネシアのことについては調べる。家族計画については各国政府から要請があれば財政の許す限り援助すべきであると考えている。日本政府からイニシアテイブをとるのは問題の性質上適当ではない。むしろ民間ベースで国際運動が起こるならばその方が適当と思う。

三木外相

重要な問題なので日本政府としても財政の許す範囲で協力する。

三木外相

国際的な団体が民間ベースで仕事することが適当であるが、外務当局としても民間団体の奨励助成に関心を持つてほしい。予算も必要なので何かの形で予算がとれるときにはとつてもらいたい。

加藤委員（社）八・八　2・9～10

二　請　願

本国会中左の二件が付託され、八月八日の委員会で審査が行なわれたが、いずれも保留となつた。

○　一九七〇年に日米安保条約の終了通告をすることに関する請願

○　在日朝鮮公民の帰国に関する請願

第六十回（臨時）国会（自昭四三、一二、一〇　至昭四三、一二、二一）

本国会中外務委員会には法律案、条約の付託はなく、国際情勢等に関する調査が一回行なわれたほか、請願十件を審査した。

一　国際情勢等に関する調査

(一)　沖縄返還問題

愛知外相は十一月三十日就任当初の記者会見で、沖縄問題について、総理訪米まで技師の役割りを果たしたいと述べているが、情ない発言である。鉄道のレール敷きでは困るので、今後の大臣の外交姿勢について意見を聞きたい。

大和委員（社）一二・二〇　2・1

総理は予算委員会で訪米前に解散はないと答えたが「世論の動向」という場合に、国会の質問で意思を汲み取るのでなく、ある程度のものを固めて国会の意見を聞くという形にするのか。

羽生委員（社）一二・二〇　2・2

大切な時期に際会して基本的な外交路線を展開していくためには内閣が一体とならなければならない。沖縄問題の取り組み方として総理と一心同体になつて路線を敷かなければならないと考えたのであいう発言をした。さらに言えば、外交の一元化が非常に必要なことだ。

愛知外相

解散を考えていないことは総理の言つているとおりである。それは別として、できるだけ世論の動向がよく反映するようなやり方をしていきたい。今後こういうやり方をするというところまで詰めていない。

愛知外相

ニクソン新政権の外交方針をどう見るか。

大和委員（社）一二・二〇　二・二

沖縄問題はジョンソン政権からの引き継ぎということで話を進めることができるのか。

大和委員（社）一二・二〇　二・二

十二月十七日衆議院外務委員会で戸叶委員に対し、外相は、沖縄問題に最重点を置いて、安全保障その他の問題を含めてワン・パッケージでと述べたが、それではかえつて遅くならないか。

大和委員（社）一二・二〇　二・三

米国は外交政策、特に当面の問題については超党派のやり方をするようなので、今回の場合も原則はそうであろう。日米の問題については、朝日新聞にあらわれたニクソンの見解を見ても、昨年の佐藤・ジョンソン会談の考え方を踏襲していくことがはつきりしているので、基本線は変わらないと思う。

愛知外相

そういう考え方で進みたい。

愛知外相

沖縄問題と取り組む場合に、返還問題はもとよりだが、これに関連するいろいろの考え方を一体として考えていかなければいけないということに力点を置いて述べたのであり、対米交渉に際してAから乙までをどかつと持ち込むことまで言つたつもりはない。

愛知外相

朝日夕刊に連載中のブルッキングス報告の中でライシャワー氏は沖縄に核は不要であると語つているが、それについてどう考えるか。これは科学兵器の発達した今日当然の意見と思うが。

大和委員（社）一二・二〇　二・三

沖縄に核があることを政府は認めているのか。

大和委員（社）一二・二〇　二・三

沖縄に核のあるなしがわからずに、今後アメリカと話をするときにどうするのか。

ラ氏の意見は尊敬をもつて聞く必要があると思うが、一番基本的な点は早期返還ということと、日本と沖縄の安全ということである。そのことを考える場合に、国際情勢の推移や科学技術の進歩について政府の考えを固めるのはまだ早いと思う。

愛知外相

沖縄の軍事体制の現状については、外相としては知らない。知らないから説明できないと言わざるを得ない。しかし返還後の安全確保には、いかなる措置が必要かということについては真剣に考え、誤りなきを期さなければならない。現にアメリカが考え、とつている措置と日本側の望む自主的体制との間には違いがあるかも知れないが、それらを含めて自主的な立場で考えていかなければならない。

愛知外相

沖縄返還後は、沖縄県民が本土の人たちと同時に安全と繁栄の下に生活できるようにするのが最高の仕事であ

大和委員（社）一二・二〇　2・3

る。それを考えると、米国が安保条約の抑止力として沖縄基地を現に、どういう考えで、どんな装備をしているかをはつきり知らなければ当方の考え方も固まらないわけであるが、それがこれからの話し合いになる。その話し合いを通して、沖縄の地位をどうすれば右の大目的が達成できるかということは、おのずから自主的に組み立てられていくはずである。またぜひそうしたい。

愛知外相

(二)　ASPAC

ASPACの軍事同盟化を要望しているニクソンの論文（フォーリン・アフェアーズ誌所載）は、在野時代のものでもあり、認識不足ということになるか。

大和委員（社）一二・二〇　2・5

新しく大統領となつたニクソン氏に対し、論評は避けるが、日本はもとより、ASPACに対する日本の態度ははつきりしている。つまり、経済協力が中心で、軍事協力は毛頭考えていない。他の参加各国もそういうASRACの性格の変動は考えないはずだと思つている。三木前大臣の考え方を完全に踏襲していきたい。これが現内閣の確たる方針でもある。

愛知外相

ASPACをアジアの経済発展と平和のためのものとしようとするのが政府の意思ならば、来年日本で開かれるASPACの会議では、軍事化は一切しない旨の決議をしてはどうか。

大和委員（社）一二・二〇　2・5

(三)　中国問題

中国問題についての外相の考えを聞きたい。

大和委員（社）一二・二〇　2・5

中国側は佐藤内閣が敵視政策をとつていると言つているが、新外相は何とか新機軸を出して、そういう考えだけでも是正する自信はないか。

大和委員（社）一二・二〇　2・5

来年日本で開会の機会に、いま述べた趣旨が強化されるよう最善の努力をしたい。

愛知外相

一口に言えば、政経分離という従来の方針を続けていくのが最善の選択と思い、その範囲内でやれることを十分考えていく。同時に中国の対外政策に、もつと柔軟な態度が出てくることを期待している。

愛知外相

政経分離政策の下で、貿易額も相当あり、自民党の国会議員の往来もあるということで、政経分離といつても広い幅があり、日本としてとり得る最善の選択をやつているのではなかろうか。こう考え、これを基礎にして、できるだけの措置を考えていくことにしたい。ただ国民政府とは親善友好関係にあり、あの土地に一つの立派な

米国の対中国政策は、若干流動的になると思う。日本もそれを前提に重要事項指定の共同提案国とならない時期が早く来るのではないか。それに、日本は中国との歴史的関係から、自主的判断で当然そうあるべきだと思うがそれはいつごろになるか。

大和委員（社）一二・二〇　2・6

吉田書簡問題について政府はケース・バイ・ケースというが、実際はないものとして、これを乗り越えていくものと思つてよいか。

大和委員（社）一二・二〇　2・6

国づくりができていることも客観的、世界的に認められている事実である。これも十分頭に入れていくことが必要だと思う。

愛知外相　5～6

今年の国連総会では重要事項指定に賛成の国が前年より多くなつている。これは重要事項指定が適切であることを示していると思う。来年以降のことについては、国際情勢の推移を見きわめて対処すべきものと思う。

愛知外相

吉田書簡は国と国との間の約定とか条約とかいう性格のものではないので、とやかく言うのは適切でない。今後輸銀使用については、ケース・バイ・ケースで扱うことが最善であり、改造前の内閣の方針を踏襲していく。

愛知外相

気象、郵便、航空などについては、個々に中国と話を進めてもよいのではないのか。観光については話ができるのではないか。

大和委員（社）一二・二〇　2・6

日工展への出品をココムに抵触するとして許可してないが、ココムの内容は変質しているのだから許可すべきだ。

大和委員（社）一二・二〇　2・2

政府は従来から中共を脅威だと言い、安保堅持の要を唱えてきたが、外相は依然として中共を脅威だと判断しているか。

森委員（社）一二・二〇　2・8

それらの個々の点についてどうするかはまだ言えない。

愛知外相

日工展の出品問題は通産省の所管だが、同省の話では、ことさら阻害するとか、ココムを厳正にするとかの考えではないようだ。従来の慣行、その他正すべき点があれば正しつつ、日工展がスムースに開かれ成果があがるようにしたい。

愛知外相

中共と境を接している国々が脅威を感じている事実を見逃すことはできない。また相関関係もあるわけで、こちらに十分な平和を守る体制がなければ他方がどういう態度に出るかも十分洞察しなければならないから、政治の責任者としては国民の安全を常に考えなければならない。

愛知外相

(四)　核防条約・核問題

核拡散防止条約に対して三木外相はそのうちにと言つているうちに外相交代となつたが日本の態度はどうなつているのか。

大和委員（社）一二・二〇　2・6

検討の結果によつては拒否する場合もあるのか。あるいは各国の批准状況を待つという形もあろう。目安として日本の調印はいつごろになるのか。

大和委員（社）一二・二〇　2・7

核拡散防止条約については、私は個人的な見解を持つており、目的は非常によいが、条文にあいまいなことばが多く、解釈の範囲が非常に広い。現在この条約は、いろいろな国際情勢のためたな上げの状態であり、これは日本にとつて有利な情勢と思うかどうか。この間に何らかの外交的措置をとるべきだと考えているか。

条約の精神においてはもちろん賛成であるが、欲を言えば核軍縮や、持てる大国の義務をもつとはつきりさせる点など考えられるが、種々の関係を国際的に静観しながら善処したい。

愛知外相　7

拒否ということは考えたくない。いつごろ日本が態度を表明するかについては、も少し検討し、あるいは情勢をみきわめていきたい。

愛知外相

核防条約はわれわれが望む方向に数歩前進していると思う。そういう意味で拒否する態度はとりたくない。前向きに取り上げていかなければならない。日本としてはまだ不満足な点もあるが、ある種の条項、ある種の考え方については日本の発言が強く出てかつ効果も現れてきているようなので、今後のとり上げ方については前述のような気持で、調印の時期なども考えていきたい。

愛知外相

場合によつては、このままでも調印する方がよいという結論になるかもしれない。

愛知外相

まだ調印の時期をきめていないのだが、お話には同感の点も多く、もう少し研究させてほしい。

愛知外相

条約は数度手を入れられ、日本の利益に沿つて前進したことは認めるが、いまなお最終稿には問題が多い。三木前外相は西独等の出方をみて態度をきめると言つたが、これは日和見である。西独、イタリー等が調印した場合、日本はこのままでも調印するつもりか。

石原委員（自）一二・二〇　2・11

査察条項がいまのようなあいまいな形で残される限り、このまま調印することは売国性の条約になるのではないか。このままでは現在の国際原子力機関による調査より強い調査を受けることになり、日本の技術的なポテンシャルが損われ、国益が海外に流出するおそれが強いと思うがどうか。

石原委員（自）一二・二〇　2・11

石原委員（自）一二・二〇　2・11

国益を損ないやすい査察条項の修正を提唱してほしい。たとえば査察官の選定、査察の機械化、査察の技術的基準の設定、査察の予告等について配慮してほしい。核防条約の査察が広範囲に適用されると、純国産の燃料あるいは技術についての秘密、経済的利益が失われる余地がある。

石原委員（自）一二・二〇　2・11

日本が現在の核兵器のシステムを開発することは経済的にもロスであり、国益に沿わないと思うが、核兵器は開発が進むにつれて互に抑制し合い、使用し得ないフローズンな冷たい核になりつつある。これが核戦争の可能性を減らしていると思う。外相は世界的に核戦争の起こる可能性はふえつつあると思うか、減りつつあると思うか。

石原委員（自）一二・二〇　2・12

核戦争の危険性は次第に減退するという判断に立つと、沖縄にある核も、フローズンされた核だそのような提案をどういう形で取り上げ得るものかということを含めて、いま少し検討させてほしい。

愛知外相　12

重要な問題で即座に言えないが、今後の科学技術の進歩を十分踏まえて外交に誤りない選択をすべきである。しかし、現在は核が戦力として使用されることは、人類の破滅となるので、これを使用するものはないと期待するが、日本の国民感情を考えるとこれを現実の政治の上にできるだけ尊重していかねばならない。

愛知外相

返還をできるだけ急ぐと同時に、沖縄を含む日本の安全を確保するために沖縄の占めている地位に関連して考

えをまとめていかなければならない。結局総理の言うように、科学技術の進展、国際情勢の変化、国民世論の動向というようなことが、構想をきめる上の非常に大きな要素だと思う。

愛知外相

国際的な平和機構が国連を中心に確立されるという具体的な姿とか方法が考えられていたのではないかと思う。たとえば核軍縮ができるとか、各国の軍隊がなくなり、国連警察軍というようなものによつて平和が維持され、日本の憲法にあるように、国際紛争の武力による解決が絶対にないという見通しがはつきりするならばといつた趣旨であつたと思う。

愛知外相

国連の平和機構は条文上予定されているが、実効的なものはまだできていない。実効的なものができ、日米両国がこれを認めた場合は、そこでやめようという趣旨だと了解している。

佐藤条約局長

と思う。従つて核問題を沖縄返還交渉の重大要素と考えることは、沖縄返還を阻害するものだと思うがどうか。

石原委員（自）一二・二〇　2・12

(五)　安保条約

安保条約第十条には「日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国連の措置が効力を生じたと日米両国政府が認めたときまで有効」とあり、また十年たてば一国がいやだと言えばやめられるとあるが、「日本区域」とはどこをさすか。また予想される「国連の措置」とは何か。

森委員（社）一二・二〇　2・8～9

他の二国間安全保障条約で条約の有効期間の前に国連の措置を入れたものはないと思う。入れた以上政府は、この措置実現のために努力すべきであつたと思う。日米両国政府間でこの措置につき協議をしたことはあるか。

森委員（社）一二・二〇　2・9

十条後段で、十年後は廃棄可能となつている以上前段にいう努力は当然なすべきであり、努力しないのは条約違反ともいえる。国連の措置を促すために、安保理などへ提案してみてはどうか。

森委員（社）一二・二〇　2・9

十条に「日本区域における国際の平和及び安全」のための国連の措置とあるからには、日本としては、この国連の措置がとられるよう努力すべきではなかつたか。現在は米ソでリードし、国連はあつてなきがごとき際であるから、この国連の措置はいかにあるべきかの問題を提起することが

その趣旨や目的が達せられるためにいつどういう努力したということはないかもしれないが、全体として世界が平和になるように、日本双方とも外交政策の累積として常に努力していると考えてよい。

愛知外相

条文から読むと、効力を生せしめること自体は、国連のとるべき措置だとも言える。指摘される努力の点は法律的には義務というものではない。

佐藤条約局長

十条の法理的解釈は条約局長の説明の通りであるが、政治的にみれば、世界平和が確立され、日本国民が安居楽業できる態勢をつくり上げることを一般的な政策の大精神として種々の機会に努力してきたと思う。お説の趣旨は理解のできないこともないので種々の点で十分考えて努力したい。

平和への突破口になるのではないか。また、この「国連の措置」は他の安全保障条約には例がなく、日本が熱心に主張して入れた条文だと思うので政府の努力を期待したい。

森委員（社）一二・二〇　2・9～10

フローズンな核という性格を踏まえれば、自民党が安保条約を固定延長ではなく自動継続とするのは妥当だと思う。すなわち、状況に応じて柔軟な態度で臨み、修正を加える余地を残すことだと解する。このような核の性格をふまえると、今後の安保の態様はいささか変わる余地があるのではないか。

石原委員（自）一二・二〇　2・12

日本はアメリカが安保条約という片務的な条約を結んでくれたことにより、核開発のための過重な負担を負うことなく、アメリカの手助けによつて経済成長を遂げている。こうした条約のメリッ

自民党の大部分の空気が、自動継続になつているのは事実である。政府としては来年六月二十三日までの間に考えをまとめたい。基本的には、安保条約に象徴されている安全保障の考え方が、日本の国益に最も合致する方法であるというのが政府の見解である。

愛知外相

同感である。安保条約のメリットは日本のためにあるのだが、米国も日本に協力することが最善の選択であるとして合意したのであり、相当の負担をしているのだと考える。この安保の意義を皆さんと一諸に考えてみたい。

愛知外相 12～13

トについてそろばんを入れて国民を啓蒙する努力をもう少しすべきではないか。

石原委員（自）一二・二〇　2・13

日米安保体制自体には賛成だが、現在のような片務的な安保条約、特に軍事基地を認める安保体制が、日本にとつて有利かどうか考える必要がある。軍事基地の存在は民族的屈辱感や不当な対米依存を招き、反面反米感情が出てくる。一九七〇年前後には軍事基地を撤廃するとの政府の方針を明らかにし、終局的には自主防衛の立場をとることをはつきりさせた方が日本の安全保障の点からみてプラスではないか。

松下委員（民）一二・二〇　2・14

去る九月に訪米し、両院外交委員と懇談した印象では、安保条約を米国側から急に破棄する考えはないことは確かだが、同時に米国としては極東から徐々に手を引きたい考えがあり、安保条約はこれがPRにも通じるのではないかと考える。

愛知外相

安保条約は双務的にできており、日本が提供したものは基地であるとの考え方に立脚すれば、基地をなくすことは安保条約の根幹に触れる問題ではないかと思う。今後の考え方としては、日本国民がよく理解し、協力を求めることが大切なので、基地の公害問題などに対しては、きめ細かい考え方をしたい。また不用となつたものは整理するという方向で米側の協力を求めて具体的措置に入るような心構えでいきたい。

愛知外相　15

米側から安保破棄の話が出るとは思わないが、同時に指摘のような考え方もあることは情報として聞いているので、その辺のところを十分米側と話し合つてみたい。

愛知外相

アメリカ側に相当負担になつている。日本がこの程度まで成長した以上、もう少し日本が負担すべきだとの考えが濃厚だ。従つて時期を誤ると、安保反対は米側から起こり、日本がいわば孤児になりはしまいかと心配する。外相の見解は。

松下委員（民）一二・二〇　2・15

(六)　北方領土問題

総理は沖縄が返還されなければ戦後は終わらないと述べたが、同じことが北方領土について言えると思う。北方領土問題については歴代政府は積極的に対ソアプローチをしていないように思う。ソ連がシベリア開発に日本の参加を望んでいることを踏まえ、特に米国が沖縄を返還することは、ソ連にとつて、いたしかゆしであろうから、この際、対ソバーゲニングを強く行なうべきではないか。

石原委員（自）一二・二〇　2・13

北方領土問題は総理の所信表明にあるように、政府は大いにがんばつていきたい。前大臣当時の中間協議の経過をみても、ソ連は領土問題は解決ずみとの強い態度をとつており、壁は厚いが、一月早々中川駐ソ大使を一時帰国させ、新たに作戦を練る考えである。

愛知外相

中間的措置とはどんなことであつたのか。

森委員（社）一二・二〇　2・13

中間的措置については外相の説明はあいまいだ。三木前外相も中味をつかんでこなかつた。中曾根氏は訪ソの際中間的措置の話をしてきたはずだから、向うのいう中間的措置とは何か外相は知つていると思うので言つてほしい。

森委員（社）一二・二〇　2・14

(七)　英軍のスエズ以東撤退の決定とソ連のアジア進出の動き

英軍のスエズ以東引き上げの決定は、マラッカ海峡の石油輸送その他日本の通商上の安全という点から無視してよいものなのか。またソ連のアジア進出が伝えられており、これらの情勢に日本政府はどのような措置を考えているか。

松下委員（民）一二・二〇　2・15

ソ連艦隊がインド洋で演習する場合日本国民の生活に必要な石油ルートが攪乱されるおそれがある。特に英軍が七〇年に撤退することはアジアにおける大きな心理的インパクトになつている。この点次期アスパックで対ソ策を検討する用意はあるか。

石原委員（自）一二・二〇　2・16

(八)　外交方針一般

外相は内閣一体、外交一元化と言つたが、どういう意味か。自民党内の主流、反主流派の外交面における相違をなくし、党内を一体化する意味と理解したが。

森委員（社）一二・二〇　2・7

前大臣のときのことだが、当時日本の希望としては、日ソ間の種々の懸案を、あまりかた苦しくない程度で話し合うということで、先方もこの点は応じた。日本側としてはその中には当然領土も入つているということで話し合いを継続しているが、先方は領土は解決ずみだからほかの問題をやろうというのが基本的態度のようだ。

愛知外相13～14

ソ連は中間的措置として何をとり上げるか具体的な提案はしていないようだ。そして領土問題については非常に堅い態度であるというのが現状である。

愛知外相

英軍撤退の影響については情報をとり、分析しているが、一般的に言つて日本は東南アジアに対しては経済、技術の協力を通じて民生安定につとめ、武力紛争の起らないようにするという考え方である。ソ連の動向に注目する必要のあることは指摘の通りだと思う。

愛知外相

次期アスパック総会は、種々の情勢判断上、得るところが多いと思う。英国自体の問題にしても日英定期協議の機会があり、あらゆる機会を利用して正確な情勢分析をしたい。

愛知外相

古い見聞などを通じての感じで言つたものだ。少くも内閣は総理の統裁の下に、外交政策についてはゆるぎないものにしたい。

愛知外相

米国首脳者は、ブレーンを持つている。外相はこの種のブレーンを持つてしつかり外交に取組む考えがあるか。ブレーンがあるならここで公表してほしい。

森委員（社）一二・二〇　2・7

国際の平和と安全はどう動いていると判断しているか。第三次大戦が起こる情勢はあるか。大戦の危機をふくむ地点、問題はどこだと見ているか。

森委員（社）一二・二〇　2・8

日本にはいまナショナリズムが台頭しており自主独立外交を強く求めているが、外相は外交の基本姿勢として、どういう考えを持つているか。

石原委員（自）一二・二〇　2・10

できるだけ多くの人の意見を聞くことが必要だと思うが、それがばらばらに外国と接触する形は外交一元化にならない。これは十分心していきたい。現在こういう人をブレーンにしてどうこうという段階にない。

愛知外相

一がいには答えられないが、たとえばパリ会談がフル・メンバーで会議を持つようになつたことは明るい材料だ。しかし、チエコ、朝鮮、中東等の問題を見ると必ずしも世界全体として緊張が緩和されるかどうかは流動的である。第三次大戦のごときは起らないように列国が苦心しているのではないか。起こつては大変だ。

愛知外相

敗戦後自主性が失われた感じがあつたが、最近国民の中に積極さが出てきたのは喜ばしい。日本民族のもつ資質を伸ばし、これを国益に合致するように伸ばすことが外交の基本だと考える。

基本的な国益として、他にみられない現在の言論、経

佐藤総理は「ニューズ・ウイーク」誌に、日本の外交方針として、第三勢力の指導国たらんと述べている。これはネールのような非同盟の第三勢力ではなく、自由陣営の中にあつて、米ソのイデオロギーのギャップを埋める推進力としての第三勢力という意味の由である。また日本は核を持てるが持たず、それだけの経済力と文化力を持つ国というイメージを総理が持つていることは日本の外交姿勢を印象深く示唆していると思うが、具体的にはどう展開するのか。

石原委員（自）一二・二〇　2・10

（九）その他

1. 硫黄島に慰霊碑建立問題

済その他の自由を守らなければならない。従つて国の安全について国民の理解を求めて最善の選択をしてもらうことが方法論として大切だと思う。

愛知外相

核を持てる科学技術の力はあるが持たずに済まそうというところが、日本の非常な特徴である。この考え方をできるだけ伸ばしていかなければならない。また科学技術を高度に発展させ、他の国々に協力し、特にアジア人の所得を向上させるという構想を持ち、具体的に進めていかなければならない。

愛知外相

外相は取り返した領土小笠原に行き、硫黄島戦没者を慰霊すべきではないか。同島には米国の記念碑だけがあつて日本側のものがない。外相または代理の者が取り返したものがどうなつているか調べに行くぐらいのことはすべきではないか。領土問題に対する政府の不熱意を感ずる。慰霊碑とか平和塔とか一本にしたものを建ててほしい。そうしなければ戦場感覚が残り、平和な島にならない。

森委員（社）一二・二〇　2・7～8

2. 北鮮帰還問題

北鮮帰還問題につき、木村官房副長官は二、三日中に政府の方針を日赤に示すと言明しているがどうなつたか。

大和委員（社）一二・二〇　2・6

一月中にでも行きたい気持をもつているが、日程上不可能かも知れないので、これに代わる措置を考えたい。顕彰碑の問題は国会の協力や各界の喜捨も得ているので政府も考えをまとめたい。なお政府派遣にはならないかも知れないが、一月上旬には、顕彰碑関係の人を派遣したい。

愛知外相

北鮮帰還問題は、人道問題として従来から日赤が話し合いをし、必要な場合は事実上政府がバックアップし、あるいは阻害要因を除くことに尽力している。

関係する役所も多いので官房副長官に依頼して日赤を含めて国内的な連携を密にして相談を進めているが、最終的結論はまだ出ていないようだ。

愛知外相

3. 宇宙開発に関するジョンソン・メモ

昭和四十二年十一月の佐藤ジョンソン共同声明中に、アメリカは宇宙開発について日本に協力する趣旨が述べられており、これに基き、昭和四十三年一月十七日ジョンソン駐日米大使が佐藤総理と会談して手渡したメモがある。この内容は米側から公開しないようとの要望があり、具体的内容は秘密にされていたといわれていたが、ジョンソン大使が同年十二月十二日の経団連宇宙開発推進会議で、日米宇宙協力に対する米国の基本方針を説明した際、同メモの内容に触れ、アメリカから提供された技術が平和利用以外に転用されないこと、中ソ両国に流出しないこと等の保証を日本政府に要求していたことが明らかにされたことから、米側は日本に機密保護法の制定を要求しているのではないか等の論議を呼んだ。なお科学技術庁は十二月十三日当該ジョンソン大使の申入書を発表した。

宇宙開発に関するジョンソン・メモは、日本政府には公表しないでくれと言つておきながら、ジョンソン大使が経団連会議で発表してしまつたために、政府も発表せざるを得なくなつたのが真相ではないか。

大和委員（社）一二・二〇　2・4

昨年の佐藤・ジョンソン共同声明にも出ていることだが、アメリカとしては宇宙開発について日本にできるだけ協力することを二月に確認すると同時に、希望があれば協力を申し入れてほしいとの趣旨のメモを駐日大使が佐藤総理に持参したと聞いている。同時に、公式文書ではなく、大使の話のメモなので発表しないでほしいとのことではなかつたかと思われる。しかし、それに対して日本側は返事を出せなかつた。その理由は、科学技術庁によれば、宇宙開発委員会設置のための法律がこの夏制

報道によれば、ジョンソン・メモは一月十七日に佐藤総理に手渡されたのに、宇宙開発委員会はそれを知らないで審議していたという。それは過去のこととして、二十七日までに日本政府の回答を出すと伝えられるが、この点はどうか。

大和委員（社）一二・二〇　2・4

定されたが、委員の任命が遅れた関係があり、同委員会でどういう面で協力を得たらよいかをきめてから返事を出しても遅くはないという気持があつたのではないかと思う。またノーハウの提供等を中心とする商業取り決めになるとすれば、政府間協定は考えないものとして扱うということであつたと思う。

愛知外相

科学技術庁が中心となつて日本政府の態度を一日も早くきめて公表すべきであるということで科学技術庁に申し入れた。

愛知外相　4～5

二　請　願

本国会中左の十件が付託され、十二月二十日の委員会で審査されたが、いずれも保留となつた。

○　在日朝鮮公民の帰国に関する請願　十件

第六十一回（通常）国会（自昭四三、一二、二七　至昭四四、八、五）

一付託案件

法律案三件及び条約十六件が付託されたが、会期末の波乱の影響を受け、法律案一件（旅券法の改正）及び条約一件（日印租税協定修正補足議定書）は本院で審査未了となつた。また本院先議の条約三件（日英、日豪、日伊各租税条約）が衆議院で審査未了となつた。

(一) 法律案

1 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

（要旨）

(1) 在外公館に勤務する外務公務員の給与制度を合理化する。

(イ) 従来在勤俸及び加俸と呼称されていたものをすべて手当に改める。

(ロ) 在勤俸を衣食等の経費に充当するための在勤基本手当及び住宅費に充当するための住居手当とに分ける。なお、住宅手当は一定限度額内での実費補償とする。

(ハ) 外務公務員法第十五条の規定により、外国において研修を命ぜられた者に対し、在勤手当にかわり、研修手当を支給する。

(2) 在外公館に勤務する外務公務員の給与の額を改定する。

(イ) 昭和四十一年度の在勤俸改正後の物価の上昇を勘案し、在外公館の所在国または所在地及び号の別により定められた各手当の額を合理的水準に定めるとともに、地域間の格差を是正する（アップ率約九％）。

(ロ) 大使の在勤基本手当の額を改定し、必要最小限度の格付けの調整を行なう。また総領事及び館長
領事の在勤基本手当を新たに設定し格付ける。
(ハ) 在南イエメン及び在モーリシアスの各大使館ならびに在アンカレッジ領事館に勤務する在外職員
の手当の額を定める。

(提案理由説明) 三・一八　3・2
(補足説明) 三・一八　3・2～3
(質疑) 三・一八　3・3～7
(採決) 委員会三・二〇（全会一致）
本会議三・二四（全会一致）
(公布) 三・二八（昭四四法四号）
(備考)
従来本委員会の所管であつた「在外公館の名称及び位置を定める法律」は、本国会に提出された外務省設置法の一部改正案（内閣委員会付託）により外務省設置法に吸収され、本国会以降在外公館の新設等は外務省設置法の改正により措置されることとなつた。

2 海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（衆議院提出）
(要旨)
昭和四十一年度に行なわれた海外移住事業団法の一部改正により、政府は移住者渡航費貸付金として事業団に貸し付けた既往の債権を免除するとともに、同年四月以降は事業団に渡航費を交付することと

し、事業団も移住者に対して渡航費を交付することに業務内容を改正した。しかし法改正後も、それ以前に事業団が移住者に対して貸し付けた渡航費貸付金債権は残されたため、昭和四十一年四月以降渡航費を支給されることとなつた者との間に不公平が生じ、また移住者の経済的事情等から債権の回収状況は良好でない。また右の法改正の際、米国向け移住者のため事業団に貸し付けた渡航費貸付金債権については、免除から除外され、その大半は回収されたが、残余の分は回収見込みが立たない状況にある。このような事情にかんがみ、本法律案は、米国向け移住者のため政府が海外移住事業団に貸し付けた渡航費貸付金債権約四百六十万円を免除するとともに、事業団が移住者に貸付けた渡航費貸付金債権を一括して免除しようとするものである。

(提案理由説明) 五・八　10・1～2
(質疑) 五・一五　11・1～2
(採決) 委員会五・一五（全会一致）
本会議五・一六（全会一致）
(公布) 五・二七（昭四四法三五号）

3 旅券法の一部を改正する法律案
(要旨)
この法律案は、最近における渡航の自由化の趨勢にかんがみ、旅券制度に関する国際的な諸勧告及び諸外国の旅券制度を参照してわが国の旅券制度を改正し、国民の便宜を図るとともに、増大の一途をたどる旅券事務の合理化と旅券制度の適正な運用を図ろうとするものであつて、骨子は次の通り。

(1) 一般旅券の種類及び効力

一般旅券は、その名義人が本邦に帰国するまで有効な旅券と発行の日から五年間有効な数次往復用の旅券の二種類とし、それぞれ渡航しようとする者の申請に基づいて発給する。数次往復用の一般旅券は、本邦と外務大臣が指定する範囲内の渡航先との間を数次往復する者に対し、外務大臣又は領事官がその必要を認めるときに発給することとした。

(2) 公用旅券

公用旅券は、各省庁の長の請求に基づき一渡航ごとに発給するのを原則とするが、必要がある場合には、五年以内有効な数次往復用の公用旅券を発給することとした。

(3) 渡航先の包括的記載

旅券に記載する渡航先は、現行のように渡航先を個別に記載する方式のほか、外務大臣又は領事官が必要と認めるときは、あらかじめ外務大臣が官報で告示したところに従つて、二以上の渡航先を包括（例えば、全世界地域）して表示できることとした。

(4) 一般旅券の発給手続の改善

一般旅券の発給手続の容易化の見地から申請時には本人の出頭を免除できるように改め、提出書類の縮減を行なうとともに、発給事務の適正を図るため、受理に際し身元確認事務を行なうこととした。

(5) 旅券の二重受給の禁止

旅券の発給を受けた者は、渡航の便宜又は保護のため特に必要がある場合を除き、重ねて旅券の発給を受けることができないことを明文化した。

(6) 旅券の記載事項変更の場合の措置

旅券の記載事項の変更については、現行の書換発給に代え訂正方式に改めることとした。

(7) 旅券の合冊、査証欄の増補制度の採用

旧旅券面にある外国の官憲から受けた査証がなお有効な場合又は旅券の査証欄がなくなつた場合に当該旅券を引き続き使用できるよう渡航者の便宜を考慮し、新たに新旧旅券の合冊、査証欄の増補の制度を設けることとした。

(8) 一般旅券の発給拒否理由の改訂

(イ) 刑事事件関係者については、現行の長期十年以上の刑にあたる罪につき訴追されている者を長期五年以上の刑にあたる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状等が発せられている旨が関係機関から外務大臣に通報されている者に改めた。

(ロ) 旅券法違反者については、現行の第二十三条各号の一に該当して刑に処せられた者を同条の改正に伴い第二十三条の規定に該当して刑に処せられた者に改めた。

(ハ) 新たに、国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律に基づき旅費、帰国費等の貸付けを受けた帰国者で外国に渡航したときに公共の負担となるおそれのあるものを加えた。

(9) 旅券の失効規定の整備

(イ) 旅券は日本国民以外受給し得ない趣旨を明確にするため、日本国籍の喪失等を失効理由に加えた。

(ロ) 数次往復用旅券については、発行後六月以内に出国しない場合であつても失効しないように改め受給後五年間はいつでも使用できることとした。

(ハ) 旅券の返納を命ぜられた場合に、期限内に返納しなかつたときは、当該旅券は失効することとし

た。

(10) 渡航者及び在留邦人に対する保護の方策

(イ) 渡航者に対する領事館の事務を円滑にするため、三月以上外国に滞在する者は、領事官に対して滞在の届出をすべきことを明文化した。

(ロ) 在留邦人一般の信用又は利益を害する行為を行なつている者に対しては、外務大臣又は領事官が旅券の返納を命じ得るようにした。

(11) 都道府県知事への権限委任

旅券事務を敏速に処理するため、政令で定めるところにより、外務大臣の権限の一部を都道府県知事に委任できるようにした。

(12) 帰国のための渡航書の新設

海外で旅券の発給を受けるいとまがない者等で本邦に帰国することを希望するものに対し、旅券に代わる帰国専用の旅行文書制度を設けることとした。

(13) 手数料の改正

一回有効の一般旅券手数料は現行千五百円を三千円とし、数次往復用の一般旅券手数料は三千円を六千円とし、これに伴い渡航先追加、訂正、再発給、合冊、増補等の手数料を新設し、又は改正した。

(14) 罰則の改正

一般旅券に記載された渡航先以外の地域に渡航した者及び帰国のための渡航書の経由地が指定されている場合に経由地以外の地域に渡航した者に対しては、三万円以下の罰金を科することとした。

(15) その他の改正点

(イ) 併記旅券についての規定を大幅に整備した。

(ロ) 旅券の記載事項の訂正又は被併記者の削除について職権による訂正又は抹消の規定を設けた。

(提案理由説明) 七・一五 20・1

(補足説明) 七・一五 20・1

(質疑) 七・一五 20・2～7

七・一七 21・1～9

(参考人招致) 七・二四 22・1～8

参考人 日本交通公社常務取締役 兼松 学

元駐仏大使 西村熊雄

明治大学教授 宮崎繁樹

日隆商事株式会社専務取締役 八木高三

――審査未了――

(二) 条約

1 日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件

(要旨)

この協定は、わが国船舶が一九六三年から一九六七年までの間の年間操業水準の平均を越えない範囲で、オーストラリアの領海の外側、距岸十二海里までの水域のうち、オーストラリア本土周辺の特定水域において、パプア、ニューギニア地域沖合の特定水域において、また、

いては一九七一年十一月二十七日または両国政府が合意するその後の日まで、まぐろ漁業に従事することを定め、またわが国まぐろ漁船が少くとも一九七五年十一月二十七日までオーストラリアのシドニーほか三港に寄港できることを規定したものである。

（提案理由説明）三・二〇　4・1
（補足説明）三・二〇　4・2
（質疑）四・八　5・2～6
（採決）委員会四・八（全会一致）
本会議四・九（全会一致）
（発効）八・二四

2　日本国とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
（要旨）
この協定は、わが国とユーゴースラヴィアとの間の文化交流を促進するため、諸種の便宜供与、教授、学生の交換の奨励等について規定したものである。
（提案理由説明）三・二〇　4・1～2
（補足説明）三・二〇　4・2
（質疑）四・八　5・6～7
（採決）委員会四・八（全会一致）
本会議四・九（全会一致）

（発効）五・一六

3　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（先議）
（要旨）
この条約は、わが国とベルギーとの間の二重課税の回避について取り決めることを目的とし、相手国に支店等恒久的施設を有する法人の利得に対する相手国の課税基準、船舶及び航空機の運用利得に対する相手国の課税免除、投資所得に対する課税軽減、短期滞在者、教授、学生等の報酬、手当等に対する課税免除等の措置を定めるとともに、それぞれの国内税法に基き、所得に対する二重課税を回避する方式を定めたものである。
（提案理由説明）三・一八　3・1
（補足説明）三・一八　3・2
（質疑）四・一〇　6・2～7
（採決）委員会四・二二（多数）
本会議四・二三（多数）
（発効）四五・四・一六

4　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約について承認を求めるの件（先議）

（要旨）

この条約は、わが国とアラブ連合との間の二重課税の回避及び脱税の防止について取り決めることを目的とし、相手国に支店等恒久的施設を有する法人の利得に対する相手国の課税基準、船舶及び航空機の運用利得に対する相手国の課税免除、投資所得に対する課税権、短期滞在者、教授、学生等の報酬、手当等に対する課税免除等について定めるとともに、それぞれの国内税法に基づき、所得に対する二重課税を回避する方式を定めたものである。

（提案理由説明）三・一八　3・1

（補足説明）三・一八　3・2

（質疑）四・一〇　6・2～7

（採決）委員会四・二二（多数）

本会議四・二三（多数）

（発効）八・六

5　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（先議）

（要旨）

この条約は、英国の税制改正に伴い、わが国と英国との間の現行の二重課税防止条約の規定を整備し、あわせてOECDモデル条約案に沿つた修文を行なう等の全面的改正を加えた新たな条約である。

（提案理由説明）四・八　5・1

（補足説明）四・八　5・1

（質疑）五・八　10・3～5

（採決）委員会五・八（全会一致）

本会議五・九（多数）

（備考）本件は衆議院で審査未了となつた。

6　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件（先議）

（要旨）

この協定は、わが国とオーストラリアとの間で所得に対する二重課税の回避及び脱税の防止について取り決めることを目的とし、相手国に支店等の恒久的施設を有する法人の利得に対する相手国の課税基準、船舶及び航空機の運用利得に対する相手国の課税免除、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の課税軽減、短期滞在者、教授、学生等の受ける報酬、手当等に対する課税免除等の措置を定めるとともに、それぞれの国内税法に基づき、二重課税を回避する方法を規定したものである。

（提案理由説明）四・八　5・2

（補足説明）四・八　5・2

（質疑）五・八　10・3～5

（採決）委員会五・八（全会一致）

本会議五・九（多数）

（備考）本件は衆議院で審査未了となつた。

7 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（先議）

（要旨）

この条約は、わが国とイタリアとの間で所得に対する二重課税の回避について取り決めることを目的とし、相手国に支店等の恒久的施設を有する法人の利得に対する相手国の課税基準、船舶及び航空機の運用利得に対する相手国の課税免除、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の課税軽減、短期滞在者教授、学生等の受け取る報酬、手当等に対する課税免除等の措置を定めるとともに、それぞれの国内税法に基づき、二重課税を回避する方法を規定したものである。

（提案理由説明）四・八　5・2

（補足説明）四・八　5・2

（質疑）五・八　10・3～5

（採決）委員会五・八（全会一致）

本会議五・九（多数）

（備考）本件は衆議院で審査未了となつた。

8 国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

（要旨）

この改正は、現行の国際通貨基金協定に特別引出権制度を創設する規定を新たに設けるとともに、手続的規定等に関する既存の条文の一部を修正するものである。この改正によつて国際通貨基金は、金や米ドルを補充する新たな準備資産として特別引出権を計画的に創出することが可能となる。

（提案理由説明）四・一〇　6・1

（補足説明）四・一〇　6・1～2

（参考人の意見聴取）四・一五　7・1～13

参考人　国学院大学教授　村野　孝

日本銀行調査局長　吉野俊彦

（質疑）四・二四　9・1～14

（採決）委員会四・二四（多数）

本会議四・二五（多数）

（わが国について発効）七・二八

9 一九六八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この協定は、一九六二年の国際コーヒー協定に継続する協定であつて、世界のコーヒーの需給を調整し、もつて価格を安定させることを目的としており、このため、輸出割当の設定、生産規制、多角化基金の強化、非加盟国からの輸入制限、消費の増大のための検討等について規定している。

（提案理由説明）四・二四　9・14

（質疑）五・一五　11・3～5
（採決）委員会五・一五（全会一致）
本会議五・一六（多数）
（わが国について発効）五・二八

10　国際水路機関条約の締結について承認を求めるの件
（要旨）
この条約は、国際水路機関をモナコに設立し、世界の海運国の水路官庁間の協調、水路業務に関する情報及び資料の交換、水路図誌の国際的統一等を促進することを内容としている。
（提案理由説明）四・二四　9・14
（質疑）五・一五　11・5～8
（採決）委員会五・一五（全会一致）
本会議五・一六（全会一致）
（わが国について発効）四五・九・二二

11　日本国とフイリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件
（要旨）
この約定は、フイリピンが万国郵便連合の郵便為替約定に参加しておらず、郵便為替の交換を実施することができない状態となつていたため、わが国とフイリピンとの間に二国間の約定を締結することとなつたもので、その内容は、郵便為替の表示通貨、料金の割当て、振り出し及び払い渡しの方法等双方の郵政庁が郵便為替の交換業務を行うために必要な基本的事項について定めている。
（提案理由説明）五・八　10・2
（質疑）五・二〇　12・1～2
（採決）委員会五・二〇（全会一致）
本会議五・二三（全会一致）
（発効）八・一

12　ブレク・トノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に関する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
（要旨）
この協定は、カンボディアの首都プノンペン市の西方約七〇キロの地点でメコン河の支流ブレク・トノット川に多目的ダムを建設し、一万八千キロワットの発電と五千ヘクタールの農業かんがいを実施しようとするカンボディア政府の計画に対し、わが国がその建設費の一部として四年間にわたり十五億一千七百四十万円の贈与を行なうこと、またこの贈与は、わが国からの生産物及び役務の購入に充てられること等を取り決めたものである。
（提案理由説明）五・八　10・2
（質疑）五・二〇　12・2～3
（採決）委員会五・二〇（全会一致）

本会議五・二三（全会一致）

（発効）八・一

13　通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この協定は、わが国とメキシコとの間で、関税、輸出入制限、外国為替等通商に関する事項について相互に最恵国待遇を与えることを取り決めたものである。

（提案理由説明）五・一五　11・2

（質疑）六・五　13・1～3

（採決）委員会六・五（全会一致）

本会議六・六（全会一致）

（発効）四五・一・一九

14　一九六八年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この協定は、世界市場における砂糖の需給を調整し、もつて価格を安定させることを目的とするものであり、輸出割り当ての実施、最少及び最大在庫量の設定、一定の場合の供給保証、非加盟国からの輸入の制限及び禁止、消費の増大の検討等について規定している。

（提案理由説明）五・一五　11・2～3

（質疑）六・五　13・3～5

（採決）委員会六・五（全会一致）

本会議六・六（全会一致）

（わが国について発効）六・一七

15　太平洋信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

（要旨）

この協定は、かねてから太平洋諸島信託統治地域（旧南洋群島委任統治地域）の住民が提起している戦争損害請求権問題解決を目的として、日米双方が現地住民の福祉のため、三年間にわたつて、それぞれ十八億円（五百万ドル）相当額の自発的拠出を行なうことを取り決めるとともに、平和条約第四条(a)の規定に基づく信託統治地域に係る財産及び請求権の処理の問題が完全かつ最終的に解決されることを確認したものである。

（提案理由説明）六・五　13・1

（質疑）六・一七　14・1～4　六・一九　15・6～9

（採決）委員会六・一九（多数）

本会議六・二〇（多数）

（発効）七・七

16　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定を修正補足する議定書の

締結について承認を求めるの件（先議）

（要旨）

この議定書は、現行の日印間租税協定を修正補足するもので、インドの税制改正に伴い協定の対象税目に変更を加えること、恒久的施設に関する規定を整備すること。船舶の運用利得に対する課税の軽減率を五〇％から五五％に引き上げること等を内容とするものである。

（提案理由説明）五・一五　11・2

（質疑）七・八　18・4　七・一〇　19・1～2

（採決）委員会七・一〇（全会一致）

――審査未了――

二　国際情勢等に関する調査

(一)　軍縮問題

一九六九年五月二十三日の十八カ国軍縮委員会でわが国の委員会参加が決定し、七月三日の委員会に朝海首席代表以下の日本政府代表がはじめて出席した。

今回十八カ国軍縮会議に参加するに当つての政府の態度はどうか。単に核防条約への参加だけでなく、非武装・平和憲法を持つている日本としては、核の完全撤廃をめざす国連決議を実行させるためにインシアチブをとつてほしい。

西村委員（社）　六・一九　15・4

核に対する国民感情は、大事に育てていかなければならないと思う。同時に核を持ち得る能力があるわが国が、核兵器を憎むことは、国際的に説得力があると思うので、指導的立場で働きたい。また地下核実験禁止のためわが国は核探知クラブに参加して地震学の知識、経験に基づく意見を出したこともあるが、このようなことには一層力を入れたい。さらに、国際緊張の緩和が日本民族の終局的なねらいでなければならない。核軍縮の問題もそれに結びつけていきたい。核防条約については、趣旨には賛成だが、平和利用の面で米ソ等と完全に平等でなければならない等の問題がある。その他種々考えなけ

軍縮委員会は国連各国の期待の下につくられたものだが、だんだん軍縮という方向から離れ、米ソが勝手なことをして弱国が何も言えないのはよくない。日本としては国連総会の期待にこたえ、核軍縮、地下核実験禁止探知方法等本来の軍縮作業を行なうという大方針をジュネーブの会議で強調するチャンスではないか。

森委員（社）　七・一　17・4

軍縮委員会に臨む日本の基本的態度があつてしかるべきではないか。日本は地下実験の禁止や海底軍事利用反対等の部分的なことでは発言するであろうが、本質的な核兵器の全面禁止なり通常兵器を含む完全軍縮という方向を指向して、全力をあげて努力するのかどうか。

羽生委員（社）　七・一　17・4

へたな核軍縮は、かえつてバランスをくずすというふうな考えも外務省のなかにあるとの新聞記事がある。そういう考え方だと、漸次軍縮委員会の環境になれてしまい、結局米ソ大国の意向をくみながら適当にその間を泳ぐということになるおそれがある。基本方針のうち一番柱になるものは何か。

羽生委員（社）　七・一　17・5

在るものを減らすというのが軍縮の意味である。戦後国連で軍縮が言われて以来、いまだ減らしたというものはない。初心に返つて減らすのだということを世界に示さなければ、米ソ以外の国は興味を失うだろう。日本は減らすのだという方針で臨み、世界を引張つてほしい。

森委員（社）　七・一　17・6

ればならない問題もあるので、なお国内の論議をつくすことが必要で、日本の主体的立場をきめるには、もう少し時間がほしい。

愛知外相　4～5

ありがたい言葉である。全くそう考えている。

愛知外相

核軍縮を目ざしていくという国民的願望に乗つていきたいというのが基本方針である。同時に、そこに至るプロセスにおいて日本の知識で役立つことならばその点でも積極的に努力したい。

愛知外相　5

米ソ両国に対して、タクティックスとしてどちらについたらよいのかという次元の低い外交で臨むということではない。核兵器絶滅のため世界をリードする態勢でいきたいというのが基本方針である。これを基本的な考え方として、軍縮委員会における種々のリコメンデーションのうち、協力できるものから入つていきたい。

愛知外相

よくわかつた。

愛知外相

外相は軍縮会議に臨む基本方針は核兵器の絶滅という問題だが、理想論だけ言つておられないので現実の問題に取組まなければならないと述べているが、現実にどうするかという点では、基本方針を打出していないのではないか。

岡委員（社）　七・一　17・8

朝海代表の演説をよんだ印象では、いかにも核を保有する大国代表の演説のような感じがする。もつと強く軍縮を高らかにうたい上げた方がよかつたのではないか。

森委員（社）　七・八　18・1

基本方針は最終のターゲットだが、そこには現実に考えて二つの問題がある。一つは、それが実らない限りにおいては、国民の安危を国家の基本的存立要件として守らなければならないので、やはり安保体制は必要であり核は持たないがその抑止力は必要だ。他の一つは、理想に沿うためにたとえば地下核実験の停止を進めていくことだ。

愛知外相

軍縮委員会での日本代表の発言については、核兵器全廃という終局の目的に対する同委員会の努力が足りないことを第一に指摘している。また唯一の被爆国という立場から核兵器絶滅の強い願望を持つていることを中心に憲法、原子力基本法に言及し、日本の立場を明らかにしている。次に現実的にアプローチでき、また日本として役に立ち得る具体的なこととして、地下核実験禁止の検証問題等に触れている。

愛知外相

全面核軍縮の段階の一つとして地下実験禁止を政府は提言しているものと思う。従つてこれを具体的に進展させられたい。というのは、軍縮問題の技術的、現実的対策を一つづつ積み上げていくことも必要だが、従来の軍縮委員会では、結局超大国の意向に押されてこれといつた成果がない。時々は日本が次元の高い理想論をぶち上げて軍縮委員会に活を入れてほしい。

羽生委員（社）　七・一〇　19・6

朝海代表がすべての核兵器国の軍縮討議参加を希望すると述べたのは、中共、フランスに呼びかけたのか。第二にその討議の場として軍縮委員会を考えているのか。第三に核保有の未参加国には誰が参加を慫慂するのか。日本が何らかの機関を通じて未参加の核保有国に参加してくれと申入れるだけの熱意を有するか。

森委員（社）　七・八　18・4

次元高くぶち上げることには賛成だが、それでは具体性のない演説だという批判を受けるだろう。具体的なアプローチも必要だと思い努力しているが、それでは何もできないと言われるように、お互にまだこの問題への構えについてコンセンサスがなく、それだけに一人一人の考え方の中に矛盾や希望が錯綜していると思う。理想を追いながら現実的活動姿勢も考えていきたい。

愛知外相

中国もフランスも加入しなければ目的を達し得ないという当然なことを特に強調したものである。この考えをどう進めていくかは、単なる軍縮委員会の政府代表の力だけではどうにもならないことなので、第二、第三の問題については、別に政府としての見解を表明したい。

愛知外相

日本は軍縮委員会で中、仏が参加しなければ意味がないと述べる一方、重要事項指定方式で中国の国連加盟を実際上阻止しているのは非常に矛盾である。そこで、中国の国連参加を促進するとともに、世界軍縮首脳会議を開いて、中仏の参加を求めてはどうか。これ以前に前述の矛盾を解決する道はないのではないか。

羽生委員（社）　七・一〇　19・4

米国自体に於ても軍縮会議は飾りであつて、実質的には米ソの交渉における協調が重点になるとみている節が多い。軍縮問題は、多核弾頭ミサイルの処理方向がきめられない限り、地下実験禁止などは、ナンセンスではないか。

岡委員（社）　七・一〇　19・7～8

日本は地震研究の世界的権威だというが、日本

中共政府が対外的にもう少し柔軟路線を示すことを期待しているが、これは中共自体の態度に大きなウエートがあるので、こちらとしては朝海代表に発言させているように願望を披瀝するに止まるのである。

愛知外相

核について何から手をつけたらよいかは、核保有国などでも種々の考えがあり、軍縮委員会は何もできないではないかとも言えると思うが、日本としては、この委員会に入つたなりに最善をつくしたい。一つ一つをこれはだめだと言つても、論議だけではなく、実行が大事と思うので、こうした世界的大事業に忍耐強く努力していきたい。

愛知外相

残念だが自信をもつて科学的根拠に基づいて発表する

はシベリア等での核爆発を探知したとの発表をしたことがないが、これは探知しても言わないのか。

森委員（社）　六・一九　15・5

地下実験の検証、識別に関連して、スウエーデン等の諸外国ではその国の地震計に触れたものを随時公表している。日本も東大地震研究所や運輸省気象観測所の地震計には、明確に記録されているのだから、これを発表することが核実験を押えていく上に大きな啓蒙的手段となると思うがどうか。

森委員（社）　七・八　18・1～2

地震関係の所管官庁には運輸・文部・大学研究所などがあるが、これは国際問題なので外務省が中心になり、各省から吸い上げて公表すべきではないか。そのほうが地下実験に対する関心を高めるのに効果的ではないか。

森委員（社）　七・八　18・2

だけの施設、研究設備は日本にないと言える。

愛知外相

国内で現にやつていることをできるだけ公表し、世界的な検証問題に資するようにしたいので、今後も関係省の努力を得てそうしたい。

愛知外相

今回の代表団に宮村教授を参加させたのもそういう点を含みとしている。必要に応じては外務省でとりまとめてもよい。

愛知外相

現在マグネチュード四・七五以上の規模のものは、地震計で識別し得ると言われている。これが限度と言わざるを得ないのか。それとも開発資金の投入や国際的協力があれば、さらに小さいものも識別し得るようになるのか。

森委員（社）　七・八　18・2

軍縮委員会で日本は相当な核探知能力を持つているような発言をしているが、米ソ英に比べてさほど優れているとは思われない。もしこれをやるなら、予算とスタッフを必要とする。遅れている技術水準で、探知といつても、実効はあげかねると思うがどうか。

羽生委員（社）　七・一〇　19・5

探知問題のむずかしさは、かりに探知しても当核国が否定する場合はどうなるかという点であろう。やはり相互信頼、協力がないと、探知しても役立たないのではないか。

昨年ストックホルムで国際平和研究所の主催により十カ国の専門家が参加して開かれた研究会で、四・七五以上のものが百％探知可能なことが結論された。しかし、四・七五というものが絶対的な限界ではないと考えるので、日本の科学技術も活用してもらい開発していきたい。

愛知外相

日本自体が巨額の金を要する大規模な探知機械を持ち世界中を探知しようという考えはない。理想は国際機関がそういう崇高な使命を担当すべきであり、日本は科学技術的な協力や知恵を提供し、それが活用されることがねらいでなければならないと思つている。

愛知外相

そういう性質のものであるから、関係各国の相互信頼を下にし、同時に理想的には査察が当然保証されなければ目的は達せられない。これは長時間を要する大仕事たと思う。日本は少なくとも積極的に協力し、指導的立場

に立つ意欲をもつて当たりたい。

森委員（社）　七・一〇　19・5

軍縮委員会で日本が核の地下実験禁止を主張したのは正しいと思うが、核の軍事利用と平和利用とが明確に区別できない今日の段階では、地下実験禁止と平和利用の関係はどうなるのか。日本は平和目的の核実験の公開を求めているが、その実験は地下以外では行ない得ないとすれば、これは矛盾するものではないか。

羽生委員（社）　七・一〇　19・4

日本が提唱している核の地下実験の禁止を結実させるためには、核防条約の修正の形をとるか、または別個の条約が考えられるのか。

平和利用のための核爆発はまだ現実に技術的に完成していないために、これにまつわる国際的な制度もまだ完成していない。ただ考え方としては、平和目的の核爆発は、国際機関でそれを統制するのが好ましい。そういう考えから軍事利用のものと区別できるだろうとの考え方がある。核実験禁止条約とどう組み合わせられるかは、技術的問題が解明されてからということである。

重光国連局長　4～5

これはむずかしい複雑な問題なので、専門家の意見を聞き、政府の考えをだんだん固めていきたい。

愛知外相　5

私見としては、別個の条約でもよいのではないかと思う。

愛知外相　5～6